

水 戸 市

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画

水 戸 市

はじめに

国においては、障害者を取り巻く課題が多岐にわたる中、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別解消法の改正による民間企業への合理的配慮の義務化や医療的ケア児支援法の施行による医療的ケア児に対する適切な支援について協議する場の設置等を進めております。



本市においても、障害福祉サービス等の利用者が増加し、そのニーズも複雑化・複合化する中、地域生活を支える切れ目のないきめ細かな支援の一層の推進を図り、障害者が自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指しています。

そのため、国の動向や社会情勢の変化をはじめ、市民の意見や前計画の検証等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「障害者が自分らしく安心して生活を送ることができるまち・水戸」を目指し、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援の更なる充実と提供体制の確保等に取り組んでまいります。また、国・県をはじめとする関係機関や障害者団体の皆様と連携しながら、障害への理解を深め、就労支援の充実や社会参加の促進を図るとともに、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重な御意見、御審議をいただきました水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会の各委員をはじめ、御協力いただきました関係団体、多くの市民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、皆様の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

令和6年6月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

第1章	計画策定の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	障害福祉サービス等の構成	4
	(1) 障害者のためのサービス	4
	(2) 障害児のためのサービス	5
第2章	水戸市の現状	6
1	障害者数の推移と現況	6
	(1) 身体障害者の状況	6
	(2) 知的障害者の状況	8
	(3) 精神障害者の状況	9
	(4) 難病患者の状況	10
2	障害児等の現況	13
	(1) 保育所（園）・幼稚園・特別支援学級等の状況	13
	(2) 特別支援学校の状況	14
3	障害者雇用の現況	16
	(1) 障害者の求職・就職状況	16
	(2) 民間企業の障害者雇用の状況	17
4	障害支援区分認定と障害福祉サービス利用者の現況	18
5	障害者・児数の推計	19
	(1) 推計方法	19
	(2) 推計結果	19
6	障害者団体等ヒアリングの結果	21
	(1) ヒアリングの目的	21
	(2) ヒアリングの概要	21
	(3) 主な意見	21
7	地域自立支援協議会（専門部会）における検討課題	25
8	課題の整理	27
第3章	計画の基本的方向	28
1	目指す姿	28
2	基本方針	29
3	施策の体系	30
4	重点施策	31
第4章	施策の展開	32
	基本方針1 安心して地域生活を送るための障害福祉サービス等の充実	32
	基本施策1 自己決定支援の充実	32
	基本施策2 介護給付サービスの充実	34
	基本施策3 訓練等給付サービスの充実	40

基本方針 2	発達段階に応じた障害児通所支援等の充実	45
基本施策 1	障害児の自己決定支援の充実	45
基本施策 2	障害児通所支援等の充実	47
基本方針 3	地域生活を支えるきめ細かな支援の充実	51
基本施策 1	地域生活支援事業の充実	51
基本施策 2	成年後見制度の利用促進	60
第 5 章	国の成果目標の実現に向けた取組	62
成果目標 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
成果目標 3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	64
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	66
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等	67
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	69
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	71
第 6 章	各サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な取組	73
(1)	障害者等に対する虐待の防止	73
(2)	障害者の芸術文化・スポーツ活動支援による社会参加等の促進	73
(3)	障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	73
(4)	障害を理由とする差別の解消の推進	74
(5)	サービス利用者の安全確保	74
第 7 章	推進体制と進行管理	75
1	推進体制	75
(1)	水戸市社会福祉協議会との連携	75
(2)	民間事業者との連携	75
(3)	市民活動団体との連携	76
(4)	関係機関等との連携	76
2	進行管理	77
付属資料		
1	策定の経過	79
2	水戸市社会福祉審議会条例	80
3	水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿	82
4	水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会設置要項	83
5	水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会委員名簿	84

第Ⅰ章 計画策定の基本的事項

Ⅰ 計画策定の趣旨

国においては、障害者の福祉の増進を図ることなどを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及びすべての児童の心身の健やかな成長、発達や自立の保障を理念とする「児童福祉法」等関連法を制定し、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しております。

本市においても、「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－や障害者施策の基本指針である水戸市障害者福祉計画（第3次）、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の横断的な計画である水戸市地域福祉計画（第3次）等の関連計画に基づき、各種障害者施策を総合的に推進しております。

このような中、国の動向や社会情勢の変化、市民の意向、SDGsの理念等を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や関連計画と整合を図りながら、障害者への支援を計画的に推進するため、「水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

また、知的障害その他の精神上の障害のある方の権利擁護を目的とする成年後見制度の利用を促進するため、国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して市町村が定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとします。

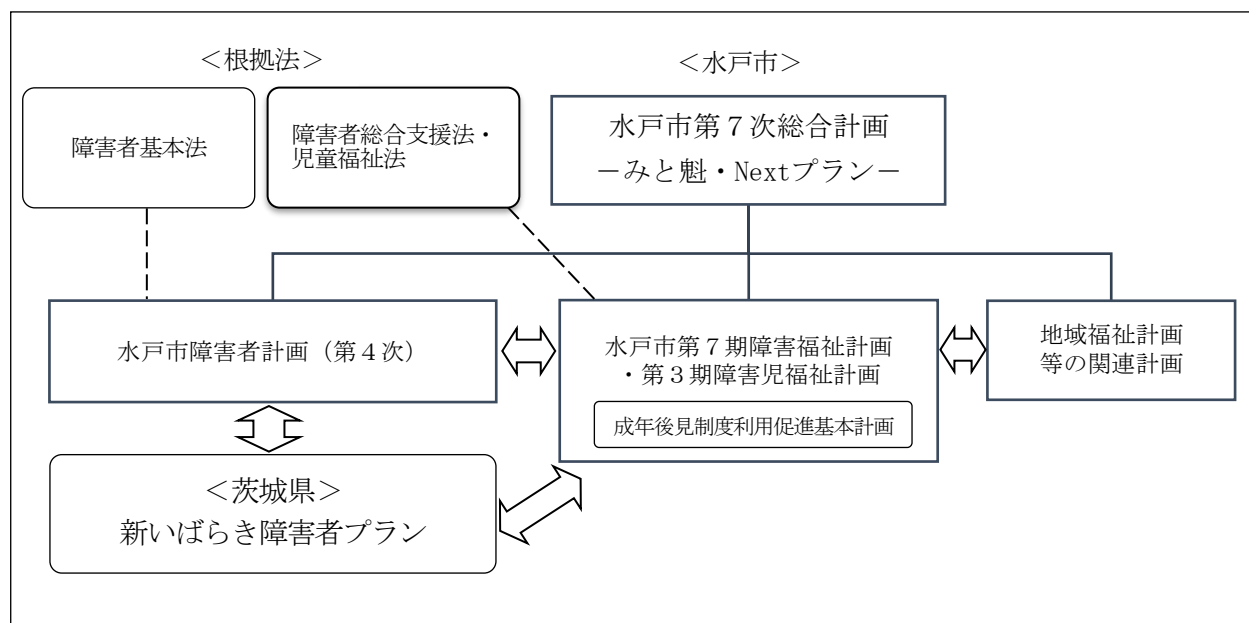
2 計画の位置付け

「水戸市第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条において策定を定められている市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に進めるための計画です。

「水戸市第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20において策定を定められている市町村障害児福祉計画であり、国の基本指針に即して、障害児の通所支援サービス及び相談支援の提供体制の確保を計画的に進めるための計画です。

本市では、これらの計画を、地域性を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプランナー、水戸市障害者計画（第4次）との整合を図りながら、「障害福祉計画・障害児福祉計画」として一体的に策定するものです。

■ 図1-1 計画の位置付け



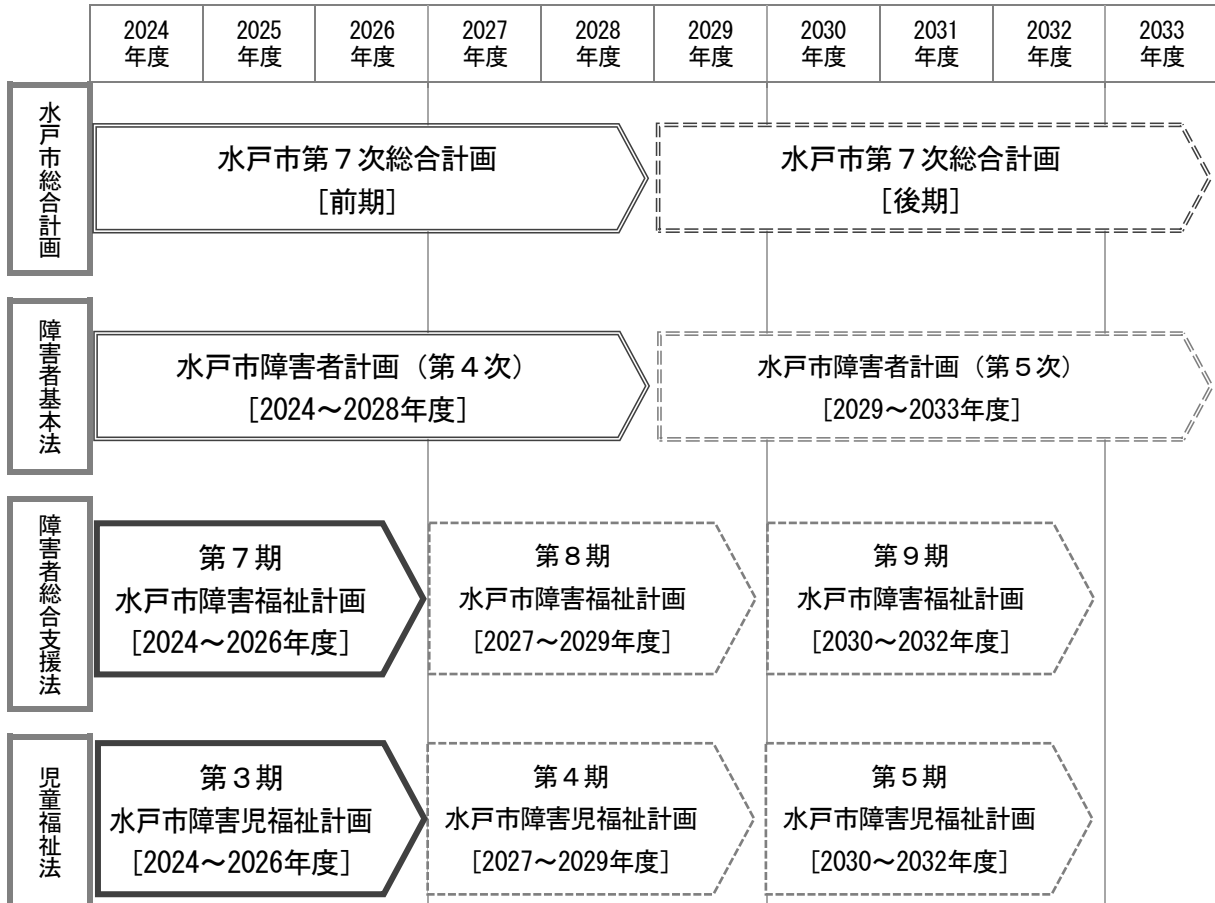
計画とSDGsとの関連性



3 計画の期間

この計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

■ 図1-2 計画の期間



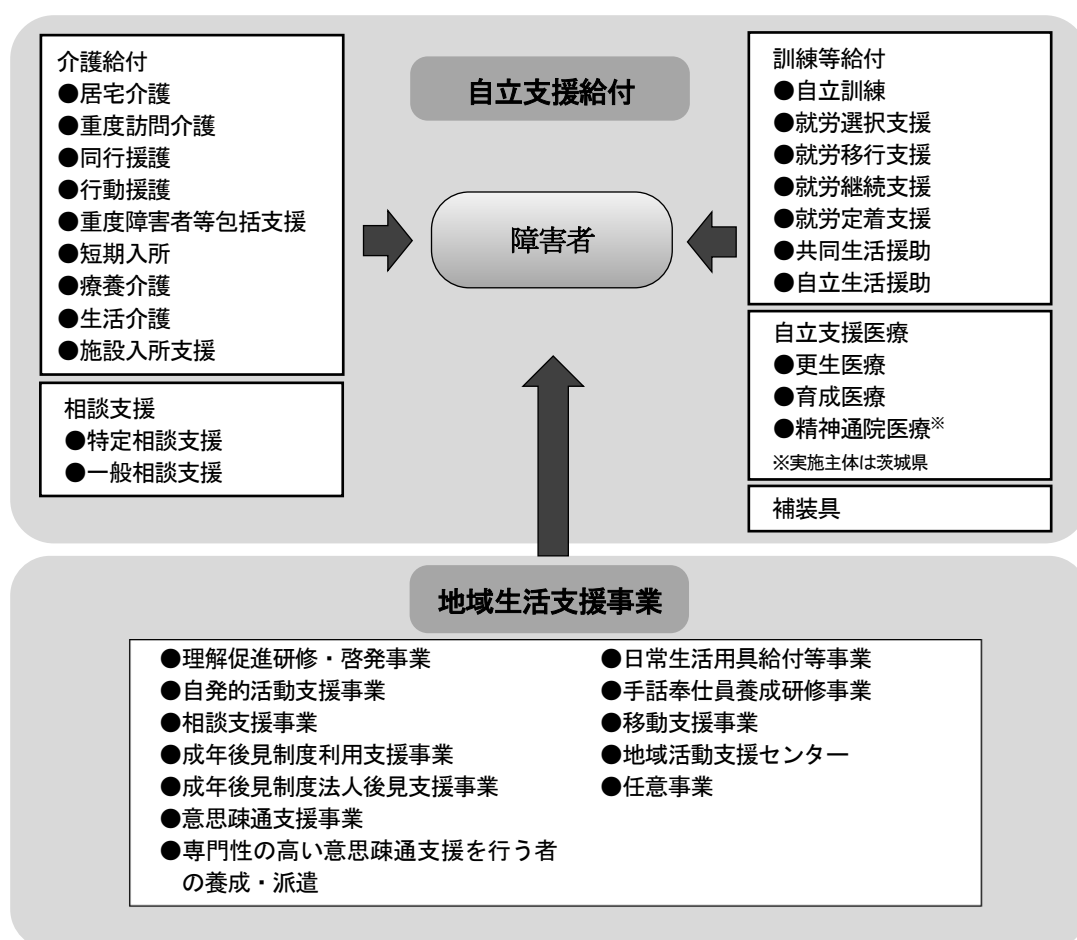
4 障害福祉サービス等の構成

(1) 障害者のためのサービス

障害者（発達障害のある方及び難病患者を含む。）を対象としたサービスは、障害者総合支援法に位置付けられており、自立支援給付と地域生活支援事業から構成されています。

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療及び補装具から構成されており、介護給付と訓練等給付を合わせて「障害福祉サービス」と称しています。

■ 図 1-3 障害者のためのサービスの構成



■ 障害福祉サービスに係る相談支援の内容

特定相談支援	◆基本相談支援（障害者等からの相談への対応） ◆計画相談支援（サービス等利用計画の作成等【個別給付】） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援
一般相談支援	◆基本相談支援（障害者等からの相談への対応） ◆地域相談支援（地域生活への移行・定着の支援【個別給付】） ◇地域移行支援 ◇地域定着支援

（２）障害児のためのサービス

障害児（発達障害のある方及び難病患者を含む。）を対象としたサービスは、児童福祉法に位置付けられており、市町村は、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。

■ 障害児のためのサービスの構成

区 分	サービスの種類
障害児通所支援	児童発達支援 ①児童発達支援センター ②児童発達支援事業
	居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
障害児相談支援	

■ 障害児相談支援の内容

障害児相談支援	◆障害児相談支援（サービス等利用計画の作成等【個別給付】） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助
---------	---

第2章 水戸市の現状

I 障害者数の推移と現況

(I) 身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、2022（令和4）年度で8,600人となっており、2020（令和2）年度からみると226人増加し、増減率は2.7%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、年々増加傾向にあり、2022（令和4）年度は3.2%となっています。

2022（令和4）年度の手帳所持者数を障害種別にみると、肢体不自由が4,017人で最も多く、身体障害者手帳所持者数の約半数を占めています。また、2020（令和2）年度の数から比較すると、内部障害が204人増え、3,120人となっています。

■ 表2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（単位：人）

種類 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
視覚障害	651	661	667	16	2.5
聴覚・平衡機能障害	722	722	724	2	0.3
音声・言語・ そしゃく機能障害	73	73	72	-1	-1.4
肢体不自由	4,012	4,023	4,017	5	0.1
内部障害	2,916	3,013	3,120	204	7.0
合計	8,374	8,492	8,600	226	2.7
総人口	270,685	270,450	269,502	-1,183	-0.4
対人口比 (%)	3.1	3.1	3.2		

注1) 各年度3月31日現在

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

■ 表 2-2 2022年度 身体障害者手帳所持者数（障害種別・程度別）

（単位：人）

種類 \ 程度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	287	210	31	35	81	23	667
聴覚・平衡機能障害	24	243	84	142	1	230	724
音声・言語・そしゃく機能障害	11	4	38	19	0	0	72
肢体不自由	929	859	711	981	371	166	4,017
内部障害	1,859	33	485	743	0	0	3,120
合計	3,110	1,349	1,349	1,920	453	419	8,600

注）2023年3月31日現在

（水戸市調べ）

(2) 知的障害者の状況

本市の療育手帳※所持者数は、2022（令和4）年度で2,619人となっており、2020（令和2）年度からみると144人増加し、増減率は5.8%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、2022（令和4）年度は1.0%となっています。

2022（令和4）年度の手帳所持者数を障害程度別にみると、C（軽度）が868人で最も多くなっています。2020（令和2）年度からの増減数をみると、C（軽度）は70人増加しており、増減率は8.8%となっています。

■ 表2-3 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

程度 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
①（最重度）	530	543	548	18	3.4
A（重度）	557	578	572	15	2.7
B（中度）	590	603	631	41	6.9
C（軽度）	798	827	868	70	8.8
合計	2,475	2,551	2,619	144	5.8
総人口	270,685	270,450	269,502	-1,183	-0.4
対人口比 (%)	0.9	0.9	1.0		

注1）各年度3月31日現在

注2）総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

※ 療育手帳：知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助制度を受けやすくするため、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、国の療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するもの。

(3) 精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳※所持者数は、2022（令和4）年度で2,787人となっており、2020（令和2）年度からみると382人増加し、増減率は15.9%となっています。総人口に対する手帳所持者数の割合は、2021（令和3）年度以降 1.0%となっています。

2022（令和4）年度の手帳所持者数を障害程度別にみると、2級が1,701人で最も多くなっています。2020（令和2）年度からの増減数をみると、2級は306人増加しており、増減率は21.9%となる一方、1級は増減率が-7.1%と減少しています。

■ 表2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）

（単位：人）

程度 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
1 級	198	190	184	-14	-7.1
2 級	1,395	1,578	1,701	306	21.9
3 級	812	865	902	90	11.1
合計	2,405	2,633	2,787	382	15.9
総人口	270,685	270,450	269,502	-1,183	-0.4
対人口比 (%)	0.9	1.0	1.0		

注1) 各年度3月31日現在

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

※ 精神障害者保健福祉手帳：精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするため、県知事が交付するもの。発達障害も含む。

(4) 難病患者の状況

本市の難病※患者数を、指定難病特定医療受給者及び一般特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者数でみると、2022（令和4）年度で2,173人となっています。2020（令和2）年度からみると、49人増加し、増減率は2.3%となっています。指定難病特定医療受給者及び一般特定疾患医療受給者は増加していますが、小児慢性特定疾病医療受給者は減少しています。

総人口に対する割合は0.8%で、横ばいとなっています。

難病患者見舞金受給者数は、2022（令和4）年度で1,228人となっています。

■ 表2-5 指定難病特定医療受給者、一般特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
指定難病特定医療受給者及び一般特定疾患医療受給者	1,840	1,853	1,940	100	5.4
小児慢性特定疾病医療受給者	284	238	233	-51	-18.0
合計	2,124	2,091	2,173	49	2.3
総人口	270,685	270,450	269,502	-1,183	-0.4
対人口比 (%)	0.8	0.8	0.8		

注1) 各年度3月31日現在

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（出典：業務概要、茨城県/水戸市調べ）

■ 表2-6 難病患者見舞金受給者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2020～ 2022年度 増減数	同 増減率 (%)
受給者数	1,212	1,218	1,228	16	1.3
総人口	270,685	270,450	269,502	-1,183	-0.4
対人口比 (%)	0.4	0.5	0.5		

注1) 各年度3月31日現在

注2) 総人口は各年度10月1日現在の常住人口による。

（水戸市調べ）

※ 難病：難病については、難病法に基づき医療費助成（対象疾病は341疾病）が行われており、一部疾患については、一般特定疾患治療研究事業となっている。また、障害者総合支援法で障害福祉サービス等の対象となる難病は369疾病である。なお、難病患者見舞金は、水戸市福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者は重複して受給できない。

＜参考資料＞

■ 表 2-7 指定難病特定医療受給者、一般特定疾患医療受給者 疾患別の状況 (単位：人)

指定難病特定医療受給者					
番号	疾患名	人数	番号	疾患名	人数
1	球脊髄性筋萎縮症	11	78	下垂体前葉機能低下症	37
2	筋萎縮性側索硬化症	32	83	アジソン病	1
3	脊髄性筋萎縮症	2	84	サルコイドーシス	23
5	進行性核上性麻痺	11	85	特発性間質性肺炎	29
6	パーキンソン病	244	86	肺動脈性肺高血圧症	8
7	大脳皮質基底核変性症	12	88	慢性血栓性肺高血圧症	9
8	ハンチントン病	2	89	リンパ管筋腫症	1
11	重症筋無力症	63	90	網膜色素変性症	44
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	46	93	原発性胆汁性肝硬変	38
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	18	94	原発性硬化性胆管炎	2
			95	自己免疫性肝炎	8
15	封入体筋炎	4	96	クローン病	118
17	多系統萎縮症	26	97	潰瘍性大腸炎	299
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	43	98	好酸球性消化管疾患	1
19	ライソゾーム病	1	107	全身型若年性特発性関節炎	5
20	副腎白質ジストロフィー	1	113	筋ジストロフィー	7
21	ミトコンドリア病	6	118	脊髄髄膜瘤	1
22	もやもや病	18	127	前頭側頭葉変性症	2
23	プリオン病	1	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1
28	全身性アミロイドーシス	10	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	1
34	神経線維腫症	7	145	ウェスト症候群	1
35	天疱瘡	1	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1
36	表皮水疱症	1	158	結節性硬化症	2
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4	163	特発性後天性全身性無汗症	3
40	高安動脈炎	18	164	眼皮膚白皮症	1
41	巨細胞性動脈炎	3	167	マルファン症候群	3
42	結節性多発動脈炎	1	171	ウィルソン病	1
43	顕微鏡的多発血管炎	19	191	ウェルナー症候群	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	4	208	修正大血管転位症	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	12	210	単心室症	1
46	悪性関節リウマチ	1	211	左心低形成症候群	1
47	パージャール病	1	215	ファロー四徴症	3
49	全身性エリテマトーデス	148	217	エプスタイン病	2
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	47	220	急速進行性糸球体腎炎	2
51	全身性強皮症	35	221	抗糸球体基底膜腎炎	1
52	混合性結合組織病	15	222	一次性ネフローゼ症候群	37
53	シェーグレン症候群	20	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
54	成人スチル病	8	227	オスラー病	1
55	再発性多発軟骨炎	1	257	肝型糖原病	1
56	ベーチェット病	30	266	家族性地中海熱	2
57	特発性拡張型心筋症	22	271	強直性脊椎炎	10
58	肥大型心筋症	3	274	骨形成不全症	1
60	再生不良性貧血	16	275	タナトフォリック骨異形成症	1
61	自己免疫性溶血性貧血	1	277	リンパ管腫症／ゴーハム病	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	29	283	後天性赤芽球癆	3
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	289	クロンカイト・カナダ症候群	1
65	原発性免疫不全症候群	4	296	胆道閉鎖症	2
66	IgA 腎症	24	298	遺伝性膀胱炎	1
67	多発性嚢胞腎	17	300	I g G 4 関連疾患	5
68	黄色靱帯骨化症	6	301	黄斑ジストロフィー	1
69	後縦靱帯骨化症	66	302	レーベル遺伝性視神経症	1
70	広範脊柱管狭窄症	5	306	好酸球性副鼻腔炎	31
71	特発性大腿骨頭壊死症	36	329	無虹彩症	1
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	331	特発性多中心性キャッスルマン病	2
74	下垂体性PRL分泌亢進症	3			
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	12		合計	1,939
一般特定疾患医療受給者					
番号	疾患名	人数			
32	重症急性膀胱炎	1			

注 1) 2023年3月31日現在

注 2) 受給がある疾患のみ記載。

(出典：業務概要、茨城県)

〈参考資料〉

■ 表 2-8 小児慢性特定疾病医療受給者 疾患別の状況

(単位：人)

疾患群名		人数	疾患群名		人数
1	悪性新生物	28	9	血液疾患	14
2	慢性腎疾患	19	10	免疫疾患	8
3	慢性呼吸器疾患	4	11	神経・筋疾患	22
4	慢性心疾患	36	12	慢性消化器疾患	19
5	内分泌疾患	41	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	11
6	膠原病	3	14	皮膚疾患群	0
7	糖尿病	22	15	骨系統疾患	2
8	先天性代謝異常	3	16	脈管系疾患	1
合 計					233

注) 2023年3月31日現在

(水戸市調べ)

2 障害児等の現況

(1) 保育所（園）・幼稚園・特別支援学級等の状況

2023（令和5）年度現在、保育所や幼稚園等に通っている障害児については、保育所（園）は25人、幼稚園は7人、認定こども園は14人、地域型保育所は3人となっています。

こども発達支援センターでは通所による療育指導を行っており、2023（令和5）年度は35人が通っています。

療育指導教室（幼児のこば・こころの教室）では、発達等に何らかの心配がある4・5歳児に保育指導を行っており、7教室に114人が通っています。

市内の小・中学校に設置されている特別支援学級では、2023（令和5）年度には、小学校で115学級645人、中学校で49学級252人が在籍しています。学級数、人数ともに年々増えています。

また、小・中学校に設置されている通級指導教室では、小学校10教室で117人、中学校3教室で9人が通級による指導を受けています。

■ 表2-9 保育所（園）・幼稚園等に通園する障害児の数

年度 区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保育所（園）	か所数	12	18	25	19
	人数	17	24	40	25
幼稚園	か所数	7	6	5	5
	人数	11	9	6	7
認定こども園	か所数	7	10	10	8
	人数	10	17	21	14
地域型保育事業所	か所数	4	3	4	3
	人数	4	3	4	3

注）各年度5月1日現在

（水戸市調べ）

■ 表2-10 こども発達支援センター及び療育指導教室（幼児のこば・こころの教室）に通所する障害児等の数

年度 区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
こども発達支援センター	人数	62	66	46	35
幼児のこば・こころの教室	教室数	3	5	7	7
	人数	128	170	117	114

注）各年度5月1日現在

（水戸市調べ）

■ 表 2-11 特別支援学級等在籍者数

年度 区分			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特別支援学級	小学校	学級数	94	101	107	115
		人数	476	528	601	645
	中学校	学級数	37	41	44	49
		人数	165	196	223	252
通級指導教室	小学校	教室数	10	10	10	10
		人数	132	114	107	117
	中学校	教室数	1	1	1	3
		人数	6	3	3	9

注) 各年度5月1日現在

(水戸市調べ)

(2) 特別支援学校の状況

特別支援学校の市内在住の在籍者数は、2023（令和5）年度は、幼稚部に3人、小学部に214人、中学部に127人、高等部に137人で、合計481人となっています。2022（令和4）年度と2023（令和5）年度は、専攻科の在籍者はいません。

特別支援学校高等部卒業生の進路は、2022（令和4）年度の卒業生40人のうち、進学が1人、就職が13人となっています。また、8人が就労移行支援、7人が生活介護を利用しています。

■ 表 2-12 特別支援学校在籍者数

(単位：人)

年度 区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
幼稚部	6	7	6	3
小学部	188	184	211	214
中学部	115	115	129	127
高等部	132	116	111	137
専攻科	2	1	0	0
合計	443	423	457	481

注1) 各年度5月1日現在

注2) 調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、内原特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民

(水戸市調べ)

■ 表 2-13 特別支援学校高等部卒業生の進路

(単位：人)

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
進学	1	1	1
就職	13	14	13
職業訓練施設・学校	0	0	0
施設入所支援＋療養介護	1	0	1
施設入所支援＋生活介護	0	0	1
施設入所支援＋その他	1	1	1
療養介護	0	0	0
生活介護	14	9	7
自立訓練（機能訓練）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	0	0
就労移行支援	12	10	8
就労継続支援A型（雇用型）	2	2	1
就労継続支援B型（非雇用型）	3	2	2
在宅	0	1	4
その他	0	0	1
合計	48	40	40

注）調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民
(水戸市調べ)

3 障害者雇用の現況

(1) 障害者の求職・就職状況

2022（令和4）年度は3人が福祉施設等から一般就労に移行しました。また、ジョブコーチ※については、4人の利用がありました。

水戸公共職業安定所管内における障害者の求職・就職状況については、2022（令和4）年度の新規登録者数が373人、就職件数が514件となっています。

水戸公共職業安定所における障害者の登録者数は4,020人で、そのうちの67.6%である2,719人が就業中です。また登録者数は、精神障害者が1,571人で最も多くなっています。

■ 表2-14 障害者の職業紹介状況（水戸市）

（単位：人）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
福祉施設等から一般就労への移行者数（人）	5	8	3
一般就労から福祉施設等への移行者数（人）	7	8	7
ジョブコーチ利用者数（人）	0	3	4

（水戸市調べ）

■ 表2-15 障害者の求職・就職状況（水戸公共職業安定所管内）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
新規登録者数（人）	410	356	373
就職件数（件）	509	501	514

（出典：水戸公共職業安定所調べ）

■ 表2-16 障害者の登録状況（水戸公共職業安定所管内）

（単位：人）

区分 \ 項目	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
登録者数（合計）	1,343		968		1,571		138		4,020	
うち就職活動中の者	326	24.3	190	19.6	580	36.9	40	2.9	1,136	28.3
うち就業中の者	970	72.2	761	78.6	915	58.2	73	52.9	2,719	67.6
うち保留中の者	47	3.5	17	1.8	76	4.8	25	18.1	165	4.1

注）2023年3月31日現在

（出典：水戸公共職業安定所調べ）

※ ジョブコーチ：職場適応援助者。実際に働く職場において、障害のある人や事業主、又は家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行う者又はその制度。

(2) 民間企業の障害者雇用の状況

水戸公共職業安定所管内における民間企業における雇用状況をみると、2022（令和4）年度では、法定雇用率※が適用されている企業は421社で、1,652.5人の障害者が雇用されています。法定雇用率を満たしていない企業が236社あり、未達成企業数は2021（令和3）年度に増加したものの、2022（令和4）年度には減少しました。

2022（令和4）年度の水戸公共職業安定所管内の雇用率は2.07%で、県平均及び全国平均を下回る状況となっています。

■ 表2-17 民間企業の障害者雇用状況（水戸公共職業安定所管内）

年度		2020年度	2021年度	2022年度
区分				
企業数（企業）		411	435	421
	算定基礎労働者数（人）	80,063.5	82,507.0	79,650.5
	障害者数（人）	1,689.5	1,710.0	1,652.5
	雇用不足数（人）	331.5	400.5	381.0
	未達成企業数（企業）	215	245	236
	未達成企業割合（%）	52.3	56.3	56.1
雇用率（%）	水戸市（水戸公共職業安定所管内）	2.11	2.07	2.07
	茨城県	2.19	2.17	2.20
	全国	2.15	2.20	2.25

注1）各年度6月1日現在

注2）算定基礎労働者数は、短時間労働者1人を0.5人としてカウント。

注3）障害者数については、重度障害者は1人の雇用をもって2人を雇用としているものとみなされる。

ただし、短時間労働の重度障害者は1人としてカウント。

注4）民間企業の法定雇用率：2018年4月より2.2%，2021年3月より2.3%。2024年4月からは2.5%となる。

（出典：水戸公共職業安定所調べ）

※ 法定雇用率：障害者雇用促進法に基づき、民間企業（従業員43.5人以上）、国、地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならない。2024（令和6）年4月からは、民間企業 2.5%、国及び地方公共団体等 2.8%、都道府県等の教育委員会 2.7%。

4 障害支援区分認定と障害福祉サービス利用者の現況

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」を利用する際には、市の支給決定を受ける必要があります。市は、支給申請を受けた場合には、障害支援区分の認定調査を行い、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定します。特に、介護給付のサービスを希望する場合には必ず障害支援区分認定が必要です。一方、訓練等給付のみを利用する場合や障害児の場合は、障害支援区分の認定の必要はなく、サービスを利用することができます。

障害福祉サービスを利用している人は、2023（令和5）年度で3,478人となっています。

■ 表 2-18 障害支援区分ごとの障害福祉サービス利用者数の推移

（単位：人）

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童	698	811	929	1,028
区分なし	846	826	823	897
区分 1	13	11	6	5
区分 2	129	102	104	95
区分 3	297	307	318	304
区分 4	280	294	319	350
区分 5	282	301	299	303
区分 6	415	452	490	496
合計	2,960	3,104	3,288	3,478

注）各年度10月31日現在

（水戸市調べ）

5 障害者・児数の推計

(1) 推計方法

本計画においては、2026（令和8）年度までの各種サービスの支給量を見込む前提として、2024（令和6）年度以降の総人口を推計しています。人口推計については、コーホート変化率法※を用いて算出し、社会的増減については、新たな開発等の要素を含まないものとしています。

また、障害者数の推計にあたっては、各障害者手帳所持者数等を基礎として、総人口に対する割合を障害別または程度別に算出し、その年間の平均伸び率及び総人口の推計値に基づき、推計しています。

(2) 推計結果

本計画の最終年度である2026（令和8）年度には、身体障害者が8,857人、知的障害者が2,889人、精神障害者が3,332人、難病患者が2,407人になるものと推計しました。

また、今後、特別支援学校高等部を卒業する人は、毎年50人前後が見込まれます。

■ 表2-19 障害者・児数の推計

（単位：人）

区分 \ 年度	実績値				推計値		
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総人口	270,685	270,450	269,502	268,231	267,169	265,971	264,737
身体障害者数	8,374	8,492	8,600	8,663	8,731	8,795	8,857
知的障害者数	2,475	2,551	2,619	2,687	2,757	2,823	2,889
精神障害者数	2,405	2,633	2,787	2,925	3,063	3,199	3,332
難病患者数	2,123	2,090	2,171	2,230	2,290	2,349	2,407
障害者数合計	15,377	15,766	16,177	16,505	16,841	17,166	17,485

注1）2020年度～2023年度の総人口は、各年度10月1日現在の常住人口による。

注2）障害者数は、各年度3月31日現在の手帳所持者等の実績値。障害者数の合計は、各区分の合計。

※ コーホート変化率法：同年に出生した集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■ 表 2-20 特別支援学校高等部卒業生の今後の推移（各年度 3 月卒業見込）

（単位：人）

区分 \ 年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
特別支援（知的）	28	36	37	26
特別支援（身体）	1	10	9	5
特別支援（病弱）	4	3	3	0
盲	1	1	0	0
ろう	3	1	2	4
合計	37	51	51	35

注）調査対象は、盲学校、水戸聾学校、水戸特別支援学校、水戸飯富特別支援学校、水戸高等特別支援学校、友部特別支援学校、友部東特別支援学校、勝田特別支援学校、茨城大学教育学部附属特別支援学校に通う水戸市民
（水戸市調べ）

■ 表 2-21 障害福祉等サービス利用者数の推計

（単位：人）

区分 \ 年度	実績値				推計値		
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障害児	698	811	929	1,028	1,109	1,190	1,270
障害者	2,262	2,293	2,359	2,450	2,551	2,652	2,753
合計	2,960	3,104	3,288	3,478	3,660	3,842	4,023

（水戸市調べ）

6 障害者団体等ヒアリングの結果

(1) ヒアリングの目的

水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害者を取り巻く現状と課題を把握するため、障害者団体等に対してヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリングの概要

①ヒアリングの方法

項 目	方 法
医療的ケア児の家族との懇談会	○懇談形式
障害者団体ヒアリング	○意見シートの提出 ○懇談形式

②ヒアリングの実施状況

対象	実施日	参加団体等
医療的ケア児の家族	2023年6月30日	○水戸特別支援学校児童生徒の保護者
障害者団体	2023年9月28日	○水戸手をつなぐ育成会 ○水戸市肢体不自由児（者）父母の会 ○水戸市視覚障害者協会 ○水戸市自閉症児（者）親の会 ○水戸市障害者（児）福祉団体連合会 ○水戸市総合福祉作業施設家族福祉会 ○水戸地区精神保健福祉会 ○水戸市聴覚障害者協会 ○特定非営利活動法人 あけぼの水戸

(3) 主な意見

①医療的ケア児の家族との懇談会における主な意見

医療的ケア児の支援ニーズについて
○気管切開の有無や、喉頭気管分離術施行の有無、また、喉頭気管分離術を施行した方でも気管の軟化等により個々の児童で状態が異なるので留意してほしい。
○たん吸引の頻度も、個々の児童により異なる。また、同じ児童でも時間帯やその日の体調、天候等により異なる場合があるので留意してほしい。
○デイサービスについては、病院との連携がないと不安。カニューレが抜けると呼吸困難になるため、そのような場合を想定すると、主治医の医療機関に近い立地であることが望ましく、水戸市内に利用可能な通所事業所があると良い。

○医療型短期入所の利用について、自分（母親）が1週間入院となったことがあり、1か月前に病院が設置する短期入所事業所に相談したが、利用調整できなかった。その時は結局父親が仕事を休み、父親の実家にも協力を得て乗り切ったが、緊急時にしっかり使えるようになってほしい。 ○吸引が必要な医療的ケア児の短期入所（宿泊利用）の場合、夜間の医療スタッフ体制が十分であることや、酸素・心拍などのモニター設備があって、アラームでスタッフが感知対応できる体制になっていることが必要ではないか。そうでないと、安心して利用できない。 ○以前、他県に在住していた際は、様々な障害、年齢に対応できる総合的な福祉医療センターがあって利用していた。そういった場所があると良い。 ○動ける児童と動けない児童が一緒の場面では、動ける児童が動けない児童のチューブを引っ張ってしまうのではないかと心配。サービス事業所の職員体制がしっかりしてないと対応困難かもしれない。 ○医療的ケア児のきょうだいにもストレスがかかる。医療的ケア児を医療型短期入所で預かってもらうことで、きょうだいに対応する時間を確保でき、助かった経験がある。 ○朝、医療的ケア児の登校準備と同時並行で、きょうだいの支度もしなければならない状況であり、2人同時にみるのは負担が大きい。何か支援のサービスがあればとても助かる。 ○ケアができるのは自分（母親）しかおらず、倒れることができない。預け先がない。 ○親族が入院した際、医療的ケア児の登校が困難だったので、学校を休ませた。やむを得ない時の登校支援などのサービスがあると良い。 ○災害時の電源確保が心配。発電機などは高額の上、経年により機器の部品交換ができないときは全部更新となり、経済的にも負担がかかる。

②障害者団体ヒアリングにおける主な意見

相談支援体制について
○身の回りのことを気軽に相談できる場所を増やしてほしい。 ○知的障害者相談員の増員を図るとともに、相談員活動の質の向上を図る必要がある。 ○相談支援員が足りない。また、計画相談支援の報酬が低いと思う。福祉のベテランの人だと思うので、もう少し手厚くして、相談支援体制を充実してほしい。 ○相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施が必要である。
サービス等について
○在宅サービスを拡充してほしい。 ○同行援護を通勤・通学等に使えるように、また、車を使えるようにしてほしい。水戸市障害者（児）福祉団体連合会や市の行事等では、同行援護支援者の参加費を軽減してほしい。 ○高等学校卒業後の障害者には、通所による障害福祉サービスを利用した後（おおむね15時以降）の過ごし方が、障害者本人及び家族にとって大きな課題となっている。このため、18歳以上の障害者を対象とした「夕方支援等デイサービス（仮称）」の創設が重要である。 ○支援の必要な障害のある子が18歳となり高校を卒業すると、障害者家族は、通所している時間帯でしか自由な時間を得ることができず、特に母親は就労することができない状況となっている。その状況にもかかわらず、今年度から知的障害者の日中一時支援の事業所への報酬が変更され、ますます日中一時支援の利用が難しくなった。母親の就労がさらに困難になっている。 ○生活介護の事業所は不足している。医療的ケアがある子はさらに狭き門となる。近年増えている放課後等デイサービスの事業所が生活介護にも参入してほしいと思う。また、土日預かってもらえる事業所も増えてほしい。 ○社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の周知とその事業を利用した時の利用料を引き下げ等を希望する。 ○障害者家族の病気や事故等に備えて、緊急で利用できる短期入所が何か所か必要である。 ○障害者やその保護者の高齢化や「親なき後」を考えた居住支援のための地域生活支援拠点等の整備が進んでいるが、登録している実施事業所が極端に少ないと感じる。

就労について	○障害者の工賃について、仕事の内容に見合った賃金、1か月最低工賃3,000円の大幅アップとなるように取組を望む。 ○清掃、草刈りなどの作業をしているが、発注先に金額の交渉をしたところ、金額アップすることができた。水戸市障害者共同受発注センターでも金額アップの交渉をしてはどうか。水戸市障害者共同受発注センターは仕事を紹介する際、企業に対して工賃のアップを促してほしい。 ○病院退院後は就労施設への積極的な斡旋をしてほしい。生活保護受給者で、かつ働ける精神障害者も同様で、閉じこもりを予防し自立の為に空白期間を短縮する意味合いも大きいと思う。 ○障害者として雇用しても、サポートや理解がないと続けることができない。 ○聴覚障害者は聞こえないというだけで、ほかは健聴者に負けることのないほどの実力がある人も必ずいる。聞こえないからと決めつけないでほしい。
住まいの場について	○見守る事業所（ヘルパーさんがいる）付きのアパートや集合住宅がほしい。 ○大きめの車いすでも入れるアパート等、障害者の公営住宅が増えてほしい。 ○知的障害者が在宅等からグループホーム等へ移行するときの支援の充実を図る必要がある。 ○グループホームに入居している知的障害者の生活費等は、障害基礎年金や工賃収入では賄いきれず、親からの仕送り（補填）で賄っている。また、世話人への支援・サポートなど、地域生活を希望する知的障害者がグループホームをより利用しやすくなるよう、様々な支援の充実が必要である。
こどもの発達支援について	○就学前のこどもの障害の早期発見、相談窓口の充実、個々が持つ個性をサポートし、豊かなこどもを育てていける療育が出来る場所を広めてほしい。 ○特別支援学級や特別支援学校の児童生徒は年々増加している状況だが、特別支援教育における教員が不足している。特別支援学級支援員（会計年度任用職員）や特別支援学校における教員の処遇改善が必要である。併せて、その支援員や教員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組や障害者差別解消法と合理的配慮についての研修が必要である。 ○健常の子が通う学校に入ったが、こどもは健常の子の中で車いすで孤独を感じたり、訓練や病院などで遅刻早退が多く勉強についていけなくて一人で悩んでいたというケースがあった。「本音が言えなかった」と特別支援学校に転校してきてからこっそり教えてくれた。 ○障害児は訓練する機会があるが、障害者になっても生活の訓練をする場が必要ではないかと思う。
医療的ケアや重症心身障害について	○重症心身障害者の場合、グループホーム等で地域での生活続けることには困難がある。障害者の親としては、できるだけ長く自宅で家庭生活を続けさせたい。そのためには、在宅者に向けた生活支援、短期入所サービス、食事サービス、入浴サービス、送迎サービス、等々の支援のより一層の拡充が不可欠である。 ○ひとり親で、医療的ケアが必要な重症心身障害者のこどもと二人暮らしである。自分は気が張った状態で生活しているが、もし自分が急病になった時に、ヘルパーさんが一日泊りで自宅にいてくれて私の代わりにこどもの介護を望む。もしくはこどもを緊急短期入所にし、自宅までこどもを迎えに来てほしい。
成年後見制度や権利擁護等について	○「法人成年後見人」と関係機関を育成し、「成年後見制度」を使い勝手の良いものにしてほしい。併せて、地域生活支援事業による「法人後見支援事業」、「法人後見養成研修事業」なども活用が必要である。 ○成年後見人は、ボランティア的な部分が大きいものとなっている。市民後見人を含め、報酬の最低保証や身分保障がないと、この制度は人材確保を継続的にすすめていくことが難しい制度であることが課題だと感じている。一方で、本人の権利擁護にとって代理権を持つ後見人の役割は重要だが、本人の権利擁護というものについては社会において理解が進んでいない場合が多く、「加齢や障害でできないのだから、本人に我慢してもらうしかない」といった誤った考

え方が見受けられる。権利擁護を進めるためにも、成年後見制度を通して、どちらの課題に対しても同じように取り組んでいく必要がある。

○成年後見制度については、法定後見人を選択した障害者家族の話として、金銭管理がとても窮屈で、弁護士など法定後見人への手数料などが高額なものになる、との話を聞く。障害者の権利擁護の見地から成年後見制度の利用促進を図るとしているが、それだけでは不十分である。

「家族信託」等広い選択肢を提示すべきと考える。

○ひとり暮らしは、お金の管理が問題である。今は、みんなスマートフォンを持っていて、中には利用料が高額になってしまう人もいる。真剣に対策を考えてほしいと思う。障害者は経済的に生活が難しい人が多くおり、お金の管理（権利擁護）についての啓発が必要である。

○知的障害者が、意図的なキャッチセールス（標的にして騙すなど）などに対応できるよう、講習会などで具体的な事例をあげて、できれば定期的に（優しく根気よく）開催してほしい。無一文になり、その結果、生活保護受給者になってしまう可能性もある。

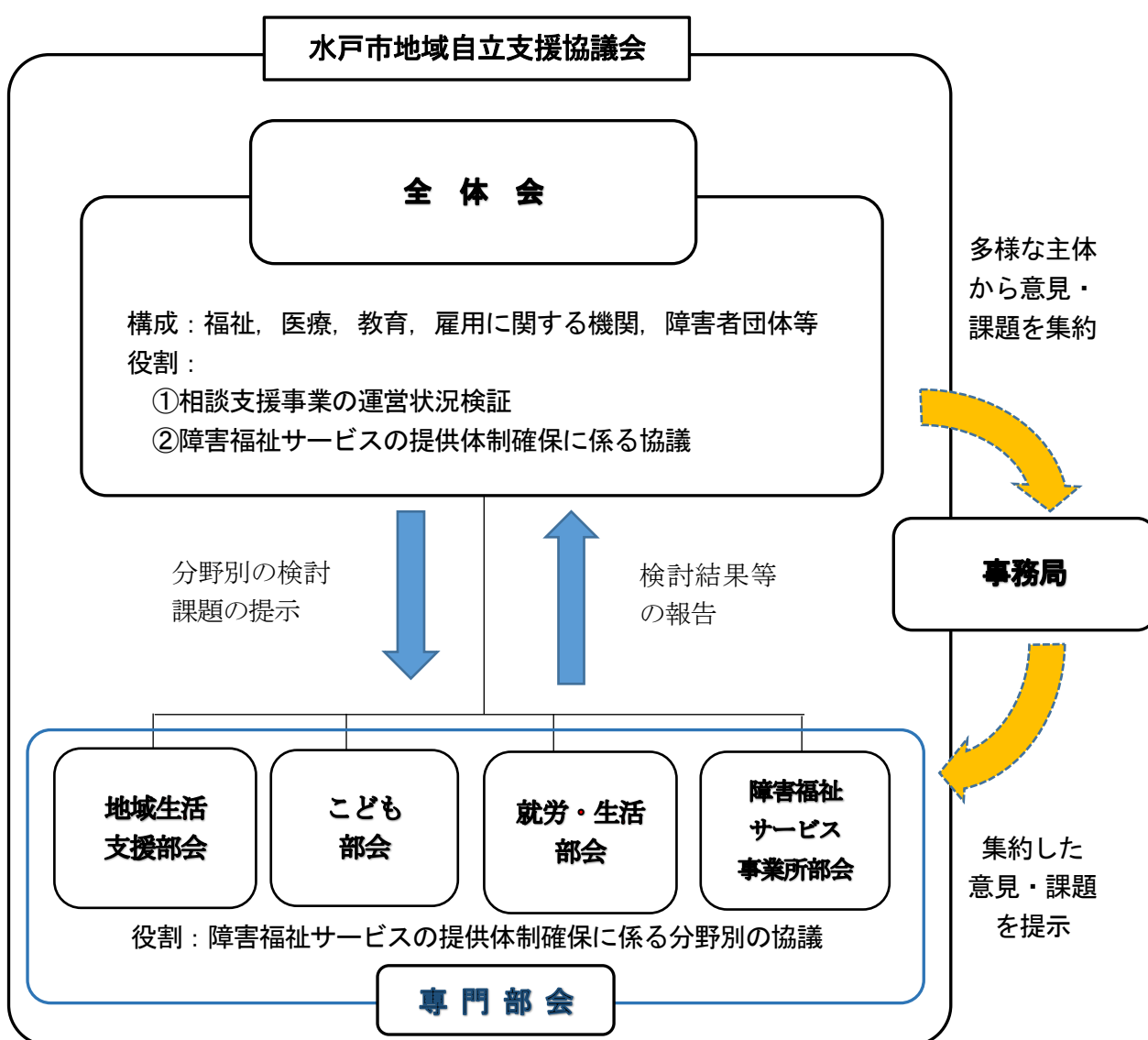
○身元引受保証人（入院、アパート入居等）制度を水戸市社会福祉協議会で作ってほしい。

○意思表示や意思表現が困難な人たちの支援者は、障害福祉サービス事業所や相談支援専門員などだけではなく、一緒に日常生活を営んでいる「その保護者（親）」が一番の支援者であると自負しており、その質の向上を図りたいと考えている。意思決定支援ガイドライン等の研修等の機会があれば、案内してほしい。

7 地域自立支援協議会（専門部会）における検討課題

地域で生活する障害者への支援体制の整備を図るため、福祉、医療、教育及び雇用等に関する機関の職員並びに当事者などが参画する地域自立支援協議会を設置し、定期的を開催する会議を通じて、課題の抽出、対応策の検討及び対応策の実行等について協議しています。地域自立支援協議会は、全体会及び専門部会から構成されており、全体会は、障害者への支援体制の整備に係る検討課題を専門部会に提示し、専門部会は、全体会が提示した課題を踏まえ、障害者の就労環境の改善や障害者が地域で生活するために必要な社会資源の開発などに取り組んでいます。

■ 図 2-22 水戸市地域自立支援協議会関係図



地域自立支援協議会（専門部会）での主な検討課題

地域生活支援部会	○特別支援学校に通うこどもの「行き渋り」や不登校などに対応する「こころの相談窓口」に関する情報提供など、きめ細かな情報提供のあり方について ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」における、医療との連携など地域の体制づくりについて
障害福祉サービス事業所部会	○関係機関との連携強化に向けた、高齢者支援センターや特別支援学校との交流や連携のあり方について ○家族支援が必要なケースについて、事例検討会を通じて困りごとの抽出や、制度を利用していないケースなどへの情報提供のあり方などについて
就労・生活部会	○障害者の雇用促進に向けた、雇用側（受け入れる立場）、事業者側（送り出す側）、当事者側（障害者本人）のニーズや課題について ○企業側の合理的配慮や障害特性に応じた共通理解を進めるために、企業向けセミナーを開催するなど、一般雇用の促進に向けた取組について
こども部会	○医療的ケア児の支援体制における、潜在的なニーズの「見える化」に向けての課題や、制度・サービスの周知、災害時の対応などについて ○近年、小学生になってからの相談が増加していることを踏まえ、こども発達支援センターとの連携強化や早期発見に向けた取組などについて

8 課題の整理

障害者及び障害児の現況や障害者団体等ヒアリングの結果、地域自立支援協議会の検討課題等から、次の点を本市の主な課題として整理しました。

1 障害福祉サービスの充実

- 障害者が障害の特性や本人の希望に沿った障害福祉サービスを利用し、安心して地域生活を送るためには、相談支援と多様なサービスを充実する必要があります。
- 障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、また、障害者支援施設や病院から地域生活への移行に対応するため、共同生活援助やひとり暮らしを支援するための自立生活援助を拡充する必要があります。

2 障害児への切れ目ない支援

- 障害児の個々の発達に応じた適切な療育と保護者等への不安軽減に向けた支援を切れ目なく行う必要があります。
- 医療的ケアや重症心身障害などにも対応したサービス提供体制を充実する必要があります。

3 地域生活を支えるきめ細かな支援

- 障害者が地域で生活するためには、地域での理解を深めることが重要です。様々な障害について正しい理解の促進に努め、障害者と共に生きる地域共生社会の推進が必要です。
- 判断力が不十分な障害者等の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発などの取組や体制の強化が必要となっています。
- 障害者が様々な支援を利用しながら地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の機能の強化が必要です。
- 障害者が自分らしく暮らせるよう、障害者の将来の暮らし方を見据えた支援について、相談支援に従事する専門職の質の向上に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的方向

Ⅰ 目指す姿

障害者総合支援法及び児童福祉法の目的等並びに国の「基本指針」に示された基本的理念や、水戸市第7次総合計画の「支えあい、助けあう社会の実現」という福祉の方向性を踏まえて、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すため、本市の目指す姿を以下のように掲げます。

【目指す姿】

障害者が自分らしく安心して
生活を送ることができるまち・水戸

2 基本方針

本計画では、目指す姿の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

基本方針 1	安心して地域生活を送るための障害福祉サービス等の充実
障害者が地域で安心して暮らせるよう、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスを利用できるサービスの支給量を適切に見込み、持続的な提供体制の確保を図ります。さらに、これらのサービスの質の向上に取り組めます。	

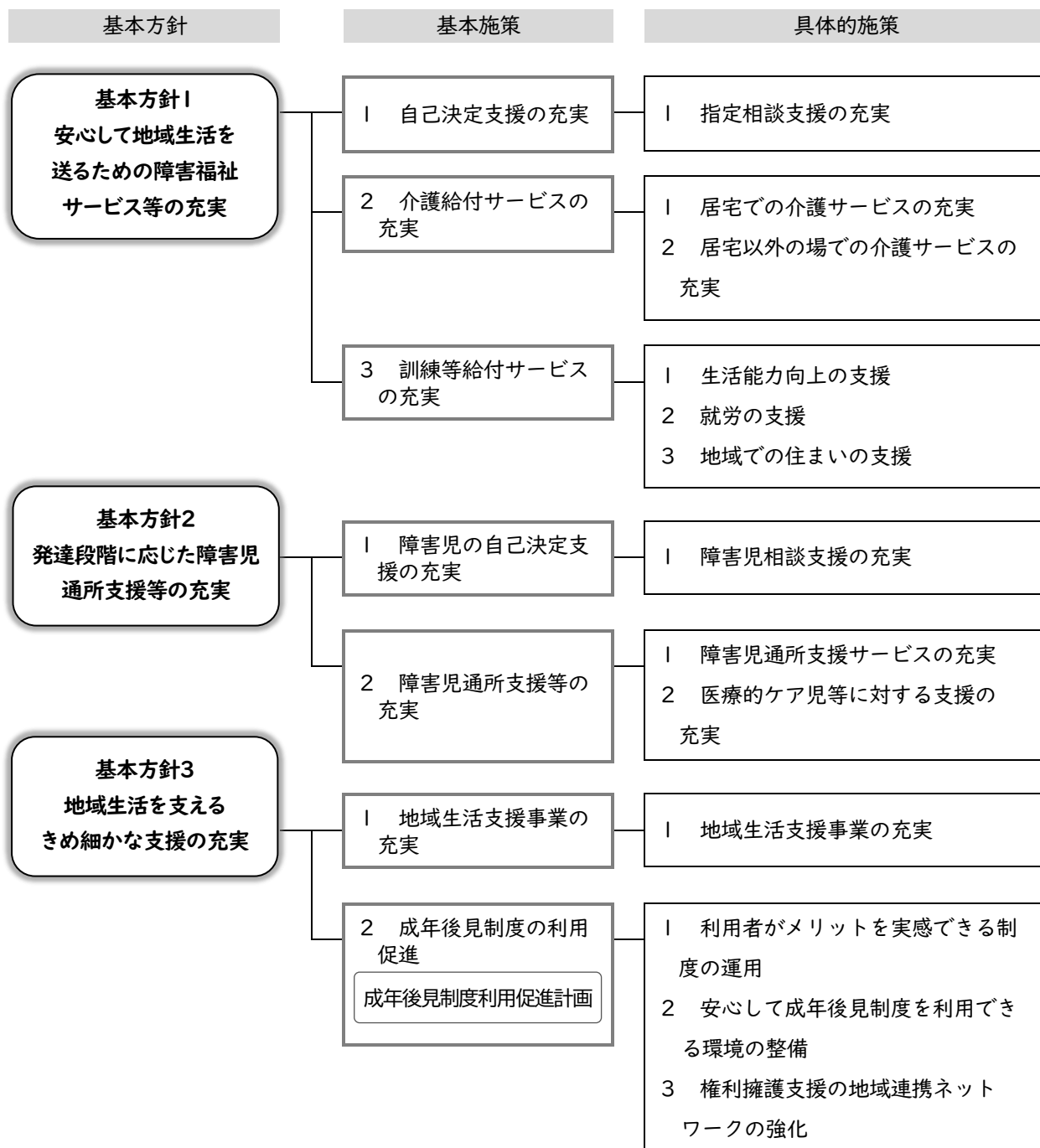
基本方針 2	発達段階に応じた障害児通所支援等の充実
障害児が発達段階に応じた支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援及び障害児相談支援を推進するとともに、医療的ケア児への支援の充実を図ります。あわせて、事業所において利用者の安全確保に取り組むなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。	

基本方針 3	地域生活を支えるきめ細かな支援の充実
障害者が地域社会の一員として暮らしていくためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等とともにきめ細かな支援を充実することが必要です。このため、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の強化を図るほか、障害者に対する理解の促進、虐待の防止、成年後見制度の利用促進など、障害者の権利擁護を進めます。	

3 施策の体系

【目指す姿】

障害者が自分らしく安心して生活を送ることができるまち・水戸



4 重点施策

計画に位置付ける各種施策のうち、主な課題として整理したものに対応するため、次の施策を重点施策として推進します。

重点施策1

地域での住まいの支援

障害者支援施設や医療機関から退所・退院して地域生活に移行する方や親なき後にひとり暮らしをする方が安心して生活できるよう、共同生活援助等の充実に努めます。

重点施策2

医療的ケア児等に対する支援の充実

令和3年9月に施行した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、日常生活における支援や相談支援体制の整備などの取組を進めます。

重点施策3

成年後見制度の利用促進

成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、支援が必要な障害者に早期に気づき、早期対応につなげていくため、地域連携ネットワークの強化を図ります。あわせて、成年後見制度を安心して利用できる支援の拡充に努めます。

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 安心して地域生活を送るための障害福祉サービス等の充実

基本施策Ⅰ 自己決定支援の充実

現状と課題

- 障害者が地域社会の一員として安心して暮らすためには、障害者の自己決定を尊重しつつ、適切に障害福祉サービス等を利用できるように支援することを目的とする指定相談支援の役割は重要です。
- 障害福祉サービス等の利用調整やサービス等利用計画の作成、モニタリング等を行う計画相談支援の利用者は、障害福祉サービス等の利用者の増加に伴い、増加しています。
- 障害者支援施設等に入所する障害者の地域生活への移行を支援する地域移行支援や地域生活に移行した障害者の緊急時の対応等を担う地域定着支援の利用者は、大きくは増加していません。
- 指定相談支援の利用者数は増加が見込まれることから、提供体制の確保に努める必要があります。
- 指定相談支援を円滑に実施するためには、指定相談支援の従事者は障害福祉サービスに関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握しておく必要があります。
- 指定相談支援の従事者が、複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、従事者を支援する取組が必要です。

施策の基本的方向

- 指定相談支援の利用希望者が速やかに利用できるよう、指定相談支援事業者等への働きかけなどを通じて、指定相談支援の従事者の確保に努めます。
- 指定相談支援事業の従事者が地域のインフォーマルサービスを把握できるよう、水戸市基幹相談支援センターが集約した情報の提供を引き続き実施します。
- 指定相談支援事業の従事者が複雑化、複合化したケースにも対応できるよう、水戸市基幹相談支援センターが指定相談支援事業の従事者のニーズを把握し、適切かつ専門的な助言指導を行います。

具体的施策Ⅰ 指定相談支援の充実

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス等利用計画を作成します。

■ 表 4-1 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	2,334	2,427	2,521	2,551	2,652	2,753
	実績（人）	2,413	2,419	2,477			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障害者や精神科に入院している精神障害者に対し、住居の確保やその他の地域生活のための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

■ 表 4-2 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	5	5	7	5	5	6
	実績（人）	0	0	1			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(3) 地域定着支援

単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

■ 表 4-3 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	36	38	40	36	38	40
	実績（人）	33	30	28			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本施策２ 介護給付サービスの充実

現状と課題

- 居宅において介護を提供するサービスのうち、居宅介護と同行援護の利用者数はおおむね横ばいで、重度訪問介護と行動援護の利用者数は増加しています。
- 居宅介護等を包括的に提供する重度障害者等包括支援は、市内及び近隣自治体に事業所がなく、利用実績がありません。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、居宅での生活を継続する障害者や障害者支援施設等から地域生活に移行する障害者にとって必要不可欠なサービスです。
- 居宅以外の場において介護を提供するサービスのうち、「福祉型短期入所」の利用者数は、増加傾向にあります。
- 療養介護及び生活介護、施設入所支援の利用者数は、おおむね横ばいで推移しています。
- 医療的なケアを必要とする方が安心して利用できる「医療型短期入所」の拡充が必要となっています。
- 居宅以外の場で介護を提供するサービスは、障害の程度が比較的重い障害者にとって必要不可欠なサービスです。

施策の基本的方向

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、居宅での生活を継続する障害者や障害者支援施設等から地域生活に移行する障害者の生活を支援するために必要となるサービス量を適切に見込みます。
- 療養介護については、医療と常時の介護を要する障害者数を勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 「医療型短期入所」については、医療的ケアを必要とする方の介護者の負担軽減や社会活動への参加を支援するために不可欠であるとともに、介護者の緊急時の対応においても必要であることから、医療機関等の空床を活用するなどして拡充に努めます。

具体的施策Ⅰ 居宅での介護サービスの充実

（１）居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

■ 表 4-4 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	292	309	326	296	308	320
	実績（人）	282	288	285			
利用時間	計画（時間）	6,041	6,377	6,731	5,619	5,842	6,074
	実績（時間）	5,608	5,471	5,134			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（２）重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供します。

■ 表 4-5 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	12	13	14	23	24	25
	実績（人）	11	16	22			
利用時間	計画（時間）	4,767	5,181	5,579	9,708	10,187	10,591
	実績（時間）	4,802	7,300	8,373			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。

■ 表 4-6 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	70	74	78	66	68	71
	実績（人）	62	59	65			
利用時間	計画（時間）	1,301	1,374	1,450	1,544	1,605	1,669
	実績（時間）	1,225	1,339	1,518			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。

■ 表 4-7 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	37	39	41	46	48	49
	実績（人）	36	41	44			
利用時間	計画（時間）	528	557	588	542	564	586
	実績（時間）	460	506	459			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（５）重度障害者等包括支援

常時介護を要する方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■ 表４－８ 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	0	0	0	0	0	0
	実績（人）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

市内及び近隣自治体に事業所がないため、居宅介護、重度訪問介護等のサービスにより個別対応します。

具体的施策２ 居宅以外の場での介護サービスの充実

（１）療養介護

医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

■ 表 4-9 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	52	55	58	51	53	55
	実績（人）	50	49	49			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（２）生活介護

常時介護を必要とする方に対し、主に昼間に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

■ 表 4-10 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	761	803	848	764	794	826
	実績（人）	737	733	734			
利用日数	計画（日）	15,209	16,053	16,945	15,104	15,703	16,325
	実績（日）	14,581	14,395	14,610			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(3) 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気などの理由により、短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護等へのサービスを提供します。障害者支援施設等において提供する福祉型と、医療機関等において提供する医療型があります。

■ 表 4-11 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値			第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
福祉型	利用者数	計画（人）	109	115	121	117	122	127
		実績（人）	73	79	113			
	利用日数	計画（日）	695	733	774	754	784	815
		実績（日）	515	503	660			

実績値及び計画値			第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
医療型	利用者数	計画（人）	19	20	21	19	20	21
		実績（人）	2	2	5			
	利用日数	計画（日）	98	104	109	98	104	109
		実績（日）	37	34	71			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(4) 施設入所支援

夜間や休日に障害者支援施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

■ 表 4-12 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	278	277	274	260	258	256
	実績（人）	278	269	262			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本施策3 訓練等給付サービスの充実

現状と課題

- 訓練等給付サービスは、障害者が日常生活や社会生活を営むために必要な機能や能力の向上を目的としています。
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数は近年横ばいです。
- 就労に関する障害者本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため「就労選択支援」が新たに創設されました（計画期間中に施行予定）。
- 一般就労への移行や定着の支援を目的とするサービスのうち、就労継続支援A型（雇用型）及び就労継続支援B型（非雇用型）の利用者数は、特別支援学校の卒業生等の利用が継続しているため、増加傾向にあります。一方、就労定着支援の利用者数は、低調な状態にあります。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用者数は、医療機関等から退院した障害者や親元から独立する障害者を受け入れているため、年々増加しています。一方、自立生活援助は、市内及び近隣地域において提供する事業所が少なく、利用実績も少ない状況です。

施策の基本的方向

- 自立訓練（機能訓練）については、医療保険での機能訓練が終了した後も継続して機能訓練を必要とする人数を勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 就労選択支援については、就労移行支援の新規利用者数を基準に、サービス量を見込みます。
- 自立訓練（生活訓練）については、居宅や共同生活援助（グループホーム）などでの生活を見据えた利用者数の増加に対応できるよう、サービス量を適切に見込みます。
- 一般就労への移行や定着の支援を目的とする、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型）就労継続支援B型（非雇用型）及び就労定着支援については、特別支援学校の卒業生や医療機関等から退院する障害者の利用を勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、引き続き、利用者の増加が見込まれることを勘案し、サービス量を適切に見込みます。
- 自立生活援助については、障害者支援施設等を運営する法人への働きかけを通じて、供給体制の確保に努めるとともに、障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）を退所して一人暮らしをする障害者数を勘案し、サービス量を適切に見込みます。

具体的施策Ⅰ 生活能力向上の支援

(1) 自立訓練（機能訓練）

身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

■ 表 4-13 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	5	6	6	5	5	5
	実績（人）	5	6	3			
利用日数	計画（日）	92	97	102	45	46	48
	実績（日）	48	52	28			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所との連絡調整等を行います。

■ 表 4-14 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	55	58	61	36	37	39
	実績（人）	43	30	31			
利用日数	計画（日）	1,059	1,117	1,180	561	583	606
	実績（日）	703	460	461			

注）各年度10月分の利用実績値による。

具体的施策２ 就労の支援

（１）就労選択支援【計画期間中に施行予定】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

■ 表 4-15 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）					5	10
	実績（人）						
利用日数	計画（日）					75	150
	実績（日）						

（２）就労移行支援

一般就労を希望する対象者に、定められた期間、生活活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

■ 表 4-16 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	187	197	208	145	151	157
	実績（人）	160	137	122			
利用日数	計画（日）	3,039	3,208	3,386	2,393	2,488	2,586
	実績（日）	2,664	2,292	1,959			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（３）就労継続支援Ａ型（雇用型）

一般就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援を行います。

■ 表４-17 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	197	208	220	245	255	265
	実績（人）	182	209	236			
利用日数	計画（日）	3,973	4,194	4,427	4,655	4,840	5,032
	実績（日）	3,427	4,039	4,429			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（４）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

一般就労が困難な方や一定年齢に達している方に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識及び能力の向上・維持を図る支援を行います。

■ 表４-18 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	676	713	753	858	892	927
	実績（人）	723	767	825			
利用日数	計画（日）	12,008	12,674	13,378	15,045	15,642	16,262
	実績（日）	12,655	13,384	14,579			

注）各年度10月分の利用実績値による。

（５）就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。

■ 表４-19 実績値及び計画値（１か月あたり）

実績値及び計画値		第６期計画（実績値）			第７期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	50	55	60	11	11	12
	実績（人）	10	10	11			

注）各年度10月分の利用実績値による。

具体的施策3 地域での住まいの支援

重点施策1

(1) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方に対して、それらのサービス提供をします。

■ 表4-20 実績値及び計画値（1か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	382	403	425	471	490	509
	実績（人）	399	429	453			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをする方に、一定期間、定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。

■ 表4-21 実績値及び計画値（1か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	5	5	7	5	5	6
	実績（人）	1	1	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本方針２ 発達段階に応じた障害児通所支援等の充実

基本施策Ⅰ 障害児の自己決定支援の充実

現状と課題

- 障害児が地域社会の一員として安心して暮らすためには、障害児の自己決定を尊重しつつ、適切に障害児通所支援等を利用できるように支援することを目的とする障害児相談支援の役割は重要です。
- 障害児通所支援の利用調整やサービス等利用計画の作成、モニタリング等を行う障害児相談支援の利用者は、障害児通所支援の利用者の増加に伴い、増加しています。
- 今後も障害児相談支援は利用者数の増加が見込まれることから、提供体制の確保に努める必要があります。

施策の基本的方向

- 障害児相談支援の利用希望者が速やかに利用できるよう、障害児相談支援事業者等への働きかけなどを通じて、障害児相談支援の従事者の確保に努めます。
- 障害児相談支援事業の従事者が地域のインフォーマルサービスを把握できるよう、その情報を集約し、提供する体制を構築します。
- 障害児相談支援事業の従事者が複雑化、複合化したケースにも対応できるよう、水戸市基幹相談支援センターが障害児相談支援事業の従事者のニーズを把握し、適切かつ専門的な助言指導を行います。

具体的施策Ⅰ 障害児相談支援の充実

(Ⅰ) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

■ 表 4-22 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	708	762	820	1,109	1,190	1,270
	実績（人）	824	942	1,017			

注）各年度10月分の利用実績値による。

基本施策２ 障害児通所支援等の充実

現状と課題

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数は増加しています。
- 保育所等訪問支援については、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に在籍する障害児が利用しています。
- 医療的ケア児に関する相談支援体制等を整備する必要があります。

施策の基本的方向

- 障害児通所支援に係るサービスについては、利用する障害児数を勘案して、サービス量を適切に見込むとともに、障害児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、供給体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児の日常生活を支援するための情報提供や家族の相談支援を担う「医療的ケア児等に関するコーディネーター」を水戸市基幹相談支援センター等に配置します。

具体的施策Ⅰ 障害児通所支援サービスの充実

(1) 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

■ 表 4-23 実績値及び計画値（1か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	180	194	208	256	275	295
	実績（人）	181	215	239			
利用日数	計画（日）	2,458	2,647	2,850	3,006	3,226	3,461
	実績（日）	2,380	2,408	2,584			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■ 表 4-24 実績値及び計画値（1か月あたり）

実績値及び計画値		第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	10	10	10	10	10	10
	実績（人）	0	0	0			
利用日数	計画（日）	40	40	40	40	40	40
	実績（日）	0	0	0			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

■ 表 4-25 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	566	610	653	843	905	965
	実績（人）	563	638	720			
利用日数	計画（日）	8,027	8,647	9,268	12,271	13,171	14,055
	実績（日）	8,393	9,055	10,484			

注）各年度10月分の利用実績値による。

(4) 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園などを利用中の障害児，又は，今後利用する予定の障害児に対して，訪問により，集団生活適応のための専門的な支援等を行います。

■ 表 4-26 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値		第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
利用者数	計画（人）	10	10	11	16	17	18
	実績（人）	11	12	21			
利用日数	計画（日）	33	36	38	34	37	39
	実績（日）	30	24	37			

注）各年度10月分の利用実績値による。

具体的施策２ 医療的ケア児等に対する支援の充実

重点施策２

（１）医療的ケア児に対する適切な支援に関する協議

地域自立支援協議会こども部会に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が参画する場を設置し、医療的ケア児に対する適切な支援について協議します。

■ 表 4-27 計画値（年間）

単位：人

項 目	第 3 期計画（計画値）		
	2024年度	2025年度	2026年度
医療的ケア児に対する適切な支援に関する協議	実施	実施	実施

（２）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児の日常生活を支援するための相談支援、情報提供、適切な社会資源の利用援助等を担う医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

■ 表 4-28 計画値（年間）

単位：人

項 目	第 3 期計画（計画値）		
	2024年度	2025年度	2026年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人以上	1 人以上	1 人以上

（３）短期入所（ショートステイ）【再掲】

医療的ケア児を養育する保護者のレスパイト需要に対応するため、医療機関等において提供する医療型短期入所の拡充を図ります。

■ 表 4-29 実績値及び計画値（1 か月あたり）

実績値及び計画値			第 3 期計画（計画値）		
			2024年度	2025年度	2026年度
医療型	利用者数	計画（人）	19	20	21
		実績（人）			
	利用日数	計画（日）	98	104	109

基本方針３ 地域生活を支えるきめ細かな支援の充実

基本施策Ⅰ 地域生活支援事業の充実

現状と課題

- 地域生活支援事業は、障害者が地域においてできるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業です。地域生活支援事業には、必須事業と実情に応じて実施する任意事業があります。
- 地域で生活する障害者のニーズは多様であるため、それらのニーズに可能な限り対応できるよう地域生活支援事業を展開する必要があります。

施策の基本的方向

- これまで実施している地域生活支援事業については、障害者のニーズを踏まえ、引き続き事業の充実に努めます。
- 「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」及び「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」については、茨城県と連携しながら実施します。

具体的施策Ⅰ 地域生活支援事業の充実

(Ⅰ) 必須事業

障害者の地域生活を支えるために、実施するものとされている事業

■ 表 4-30 必須事業の概要

事業名	概 要
理解促進研修・啓発事業	家族会の協力を得て「こころの健康講座」や「精神障害者家族教室」を開催し、精神障害者に対する理解と社会参加を促進します。 障害者団体が実施する「ふれあいのひろば」の開催に対する補助を行い、障害のある方もない方も共に集い、交流の場を通じて相互に理解を深め合う機会の充実に図ります。
自発的活動支援事業	障害者団体が実施する「機能回復訓練」等の活動に対し補助を行い、自発的な社会活動を支援します。
相談支援事業	①障害者相談支援事業 障害種別を問わずに、障害者やその家族などからの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立生活ができるよう支援します。 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を配置し、障害者相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施します。 ③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 水戸市基幹相談支援センター（西部）において障害者の住宅の確保に関する相談を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を要する知的障害者又は精神障害者について申立て費用及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣等を行い意思疎通の支援を行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障害者等からの依頼により、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。 ②手話通訳者設置事業 市役所に来庁する聴覚障害者等のために窓口到手話通訳者を設置します。

事業名	概 要
日常生活用具給付等事業	障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の種類や程度にあわせた日常生活用具の給付を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の表現技術の習得を目指して、手話の入門課程、基礎課程の講座を開催します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に対して、外出のための支援を行います。 ①個別支援型 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、移動支援員を派遣します。 ②グループ支援型 障害者団体やボランティアグループなどとの協働により実施しており、同一目的地や同一イベント等に複数人の障害者が同時参加する際に奉仕員を派遣します。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動支援センターに専門職員を配置することなどにより、機能の強化を図ります。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 身体障害者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成研修します。 ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修します。 ③失語症向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者向け通訳・介助員を養成研修します。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	①盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行います。 ②失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 失語症者向け意思疎通支援者について広域的な派遣等を行います。

■ 表 4-31 必須事業の実績値及び計画値

事業名	年度	第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
理解促進研修・啓発事業		実施	→	→	実施	→	→
自発的活動支援事業		実施	→	→	実施	→	→
相談支援事業							
①障害者相談支援事業		実施	→	→	実施	→	→
②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	→	→	実施	→	→
③住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）		実施	→	→	実施	→	→
成年後見制度利用支援事業		1人	2人	2人	2人	5人	5人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	→	→	実施	→	→
意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		380人	324人	400人	420人	420人	420人
②手話通訳者設置事業		1人	1人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具		17件	9件	20件	20件	20件	20件
②自立生活支援用具		36件	33件	40件	40件	40件	40件
③在宅療養等支援用具		29件	29件	30件	30件	30件	30件
④情報・意思疎通支援用具		125件	133件	140件	140件	140件	140件
⑤排泄管理支援用具		6,131件	6,379件	6,250件	6,250件	6,250件	6,250件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		4件	1件	5件	5件	5件	5件

事業名	年度	第6期計画（実績値）			第7期計画（計画値）		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話奉仕員養成研修事業		15人	19人	25人	30人	30人	30人
移動支援事業							
①個別支援型		78人 4,739時間	82人 4,609時間	90人 4,896時間	95人 5,130時間	100人 5,400時間	105人 5,670時間
②グループ支援型		50件	55件	60件	70件	70件	70件
地域活動支援センター機能強化事業		実施	→		実施	→	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業		23人	25人	25人	30人	30人	30人
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		5人	5人	8人	8人	8人	8人
③失語症向け意思疎通支援者養成研修事業		0人	5人	10人	10人	10人	10人
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
①盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		0件	7件	25件	30件	30件	30件
②失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		9件	6件	10件	15件	15件	15件

(2) 任意事業

障害者の地域生活を支援するために、実情に応じて実施することができる事業

■ 表 4-32 任意事業の概要

事業名	概 要
訪問入浴サービス事業	家庭や通所支援等による入浴が困難な重度の障害者に対して、訪問入浴サービスの利用を促進します。
生活訓練等事業	障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。 障害者生活訓練事業 知的障害者等を対象とし、休日を利用して、日常生活・社会生活上必要な礼儀作法、生活技術、コミュニケーション技術等の訓練指導や、娯楽、スポーツ・レクリエーション等の余暇活動を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援や休息等のため、通所施設等で障害者を日中に一時預かることによって、障害者の地域生活を支援します。
巡回支援専門員整備事業	軽度の発達の遅れを含む就学前の障害児の家族や保育等の従事者から、育児や保育等の相談に応じるとともに、こども発達支援センターに巡回支援専門員を配置し、巡回訪問や移行支援等を実施します。
レクリエーション活動等支援事業	障害者の体力向上、交流、余暇等に資するため、スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。 ①障害者スポーツ教室 障害者（児）水泳教室や障害者ジョギング教室を実施します。 ②障害者レクリエーション教室 障害の有無を問わずだれもが楽しめるレクリエーションを通して、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 ③水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会 身体障害者の機能回復、体力の維持向上を図り、交流を通して社会参加を促進することを目的として開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者のため、点訳及び音声訳により、地域で生活するうえで必要な情報を提供します。点字版「広報みと」、声の広報、声の議会報を発行します。
奉仕員養成研修事業	①要約筆記奉仕員養成講座 要約筆記技術を習得した要約筆記奉仕員の養成を行います。 ②点訳奉仕員養成講座 点訳技術を習得した点訳奉仕員の養成を行います。 ③障害者グループ外出支援奉仕員養成講座 障害者のグループでの移動を支援するグループ外出支援奉仕員を養成します。

事業名	概 要
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントプログラム，ペアレントトレーニングの導入等を行い，発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図ります。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者等に対する就労支援として，雇用施策と福祉施策が連携し，通勤支援や職場等における支援を実施します。

■ 表 4-33 任意事業の実績値及び計画値

事業名	年度	第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
訪問入浴サービス事業（実利用者数）		12人	13人	11人	12人	13人	14人
生活訓練等事業							
障害者生活訓練事業（延利用者数）		148人	139人	204人	300人	300人	300人
日中一時支援事業							
実施事業所数		70か所	73か所	75か所	77か所	79か所	81か所
実利用者数		447人	404人	420人	430人	430人	430人
延利用者数		28,118人	25,625人	25,068人	27,000人	27,000人	27,000人
巡回支援専門員整備事業		2人	2人	2人	2人	2人	2人
レクリエーション活動等支援事業							
①障害者スポーツ教室							
障害者（児）水泳教室 （延利用者数）		426人	610人	700人	750人	750人	750人
障害者ジョギング教室 （延利用者数）		323人	338人	350人	380人	380人	380人
②障害者レクリエーション教室		137人	128人	150人	180人	180人	180人
③水戸市障害者スポーツ・レクリエーション大会		1回	1回	1回	1回	1回	1回
点字・声の広報等発行事業							
点字版「広報みと」		24回	24回	24回	24回	24回	24回
声の広報		24回	24回	24回	24回	24回	24回
声の議会報		4回	4回	5回	4回	4回	4回

事業名	年度	第 6 期計画（実績値）			第 7 期計画（計画値）		
		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
奉仕員養成研修事業							
①要約筆記奉仕員養成講座（受講者数）		0人	6人	6人	10人	10人	10人
②点訳奉仕員養成講座（受講者数）		8人	12人	17人	20人	20人	20人
③障害者グループ外出支援奉仕員養成講座（受講者数）		0人	0人	20人	20人	20人	20人
ペアレントトレーニング（受講者数）		6人	6人	6人	6人	6人	6人

基本施策2 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画

現状と課題

- 判断能力が不十分な知的障害その他の精神上の障害のある方等の権利や財産を守っていくため、家族や関係機関、地域の支援者に対し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の取組について普及・啓発するとともに相談窓口の周知を図っていく必要があります。
- 県央地域連携中枢都市圏事業として、水戸市と水戸市社会福祉協議会（権利擁護サポートセンター）が広域中核機関となり、支援が必要のある方に早期に気づき、早期支援につなげていくため、関係機関が連携して権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークの強化が必要となります。
- 安心して制度を利用できるよう、親族後見人への助言や相談支援等に取り組んでいくとともに、市長申立ての適切な実施及び申立て費用や後見人等に対しての報酬助成の拡充などへの取組を推進する必要があります。
- 後見人等への支援のため、親族後見人等への学習会や相談会を開催するとともに、後見人同士が情報交換を行う場の創出などを推進していく必要があります。

施策の基本的方向

- 尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう成年後見制度の運用改善を図っていきます。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図ります。

具体的施策１ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

事業名	事業内容
成年後見制度の普及・啓発	- パンフレットや広報誌，ホームページを活用した制度及び相談窓口の周知 - 障害福祉施設や医療機関，金融機関等への啓発 - 学習会や相談会等の開催による成年後見制度を知る機会の創出 - 任意後見制度の利用促進
成年後見制度の相談支援	- 意思決定支援を重視した相談支援 - 親族後見を考えている方への申立て支援 - 親族後見人への相談会の開催及び定期報告書類作成等の活動支援 - 弁護士，司法書士，社会福祉士等の専門職による相談支援や地域での相談会の実施 - 障害者虐待や消費者被害等に関して，相談支援員や民生委員等の地域関係団体との連携による情報共有及びケース会議等の実施
市民後見人の養成及び法人後見等の活動支援	- 市民後見人養成講座の開催と講座修了者へのフォローアップ研修会等の実施 - 日常生活自立支援事業の支援員等での知識やスキルアップの実践 - 市民後見人等の後見監督人としての後見業務支援の実施 - 法人後見事業所の活動支援

具体的施策２ 安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

事業名	事業内容
市長申立ての適切な実施	制度利用が必要な障害者等に対する市長による成年後見申立ての実施
後見報酬の助成	後見人等に対する報酬の負担が困難な方に対する一部助成
後見人等への支援	- 親族後見人への相談会の開催及び定期報告書類作成等の活動支援（再掲） - 後見人同士が情報交換を行う場の創出

具体的施策３ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

事業名	事業内容
中核機関の運営及び強化	- 法律，福祉等の専門職団体や地域の関係団体との意見交換の実施及び情報共有を行うためのネットワークの強化 - 受任候補者調整及び家庭裁判所との連携

第5章 国の成果目標の実現に向けた取組

国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に当たって即すべき事項を「基本指針」に定め、3年ごとに見直しています。

2023（令和5）年に見直された「基本指針」では障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に係る目標（成果目標）を7項目設定し、成果目標を達成するために必要な指標を計画に見込むこととされました。

このため本市では、「基本指針」に定める成果目標の実現に向け、現状を踏まえたうえで、目標指標を設定します。

成果目標Ⅰ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 2026（令和8）年度末の施設入所者数を、2022（令和4）年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

現 状

- 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数は、269人です。

施策の基本的方向

- 施設入所者の地域生活の移行に当たっては、本人のニーズを最優先に考慮します。
- 施設入所者の地域生活に必要となる、グループホーム等の住まいや日中に利用するサービスの確保に努めます。
- 障害に対する住民の正しい理解を促進するなどにより、施設入所者が安心して地域生活に移行できる環境づくりに努めます。

目標指標

項目	指標	備考
2026年度末までに地域生活に移行する施設入所者数(累計)	16人	2022年度末時点の入所者数の6%
2026年度末の施設入所者数	256人	2022年度末時点の施設入所者数から-5%

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- 精神病床における65歳以上の長期（1年以上）入院患者数及び65歳未満の長期（1年以上）入院患者数を設定する。
- 入院後3か月時点は68.9%以上、入院6か月時点は84.5%以上とし、入院後1年時点は91.0%以上とすることを基本とする。

現状

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

施策の基本的方向

- 精神障害者が地域で安心して生活するために必要な事項を検討するため、地域自立支援協議会を活用して、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。
- 精神障害者が地域で安心して生活できるよう、地域移行支援や地域定着支援などの障害福祉サービスの充実に努めます。

目 標 指 標

項 目		指 標		
		2024年度	2025年度	2026年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	1 回以上		
	関係者の参加者数 保健分野、医療分野（精神科）、 医療分野（精神科以外）、福祉分野、 介護分野、当事者、家族	各分野 1 人以上		
	目標設定及び評価の実施回数	1 回以上		
精神障害者の地域移行支援の利用者数		2人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数		36人	38人	40人
精神障害者の共同生活援助の利用者数		237人	250人	263人
精神障害者の自立生活援助の利用者数		2人	2人	3人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数		2人	2人	2人

成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 強度行動障害を有する者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

現 状

- 障害者や障害者の親の高齢化、障害者の重度化が進行しています。
- 障害者の高齢化、障害者の重度化及び「親なき後」に備えるべく、地域の様々なサービスや社会資源を活用することにより、障害者の地域における生活を支援する体制である「地域生活支援拠点等」を整備し、機能を充実させることが求められています。
- 強度行動障害を有する障害者の地域生活を支援するために、福祉サービス従事者の更なる質の向上を図る必要があります。

施策の基本的方向

- 本市には、様々な障害福祉サービス事業所や医療機関、ボランティア団体などが存在するため、地域生活支援拠点等に係る機能を複数有する場（多機能拠点）を設置するのではなく、既存の事業所等が有する機能を有機的に連携する「面的な体制」によって地域生活支援拠点等を整備します。
- 障害のある方を支援する機関や事業者の共通理解のもとに行動するための指針となる、「水戸市地域生活支援拠点等の整備・運用に関するガイドライン」を令和3年4月に策定し、適切に運営できるよう努めるとともに、ガイドラインの内容については、地域生活支援拠点等の機能の充実に向け、適宜見直しを行います。
- 令和4年3月に制定した「水戸市地域生活支援拠点事業所登録要項」に基づき、市と連携して地域生活支援拠点等の整備に取り組む事業所の登録を推進し、登録した事業者については、公表を行います。
- 地域自立支援協議会等を活用するなどして、地域生活支援拠点等に係る課題の検討や運用状況の検証を行います。
- 基幹相談支援センター等に配置されている強度行動障害支援者養成研修の受講者が、福祉サービス従事者に対する研修を実施するなどして、支援体制を整備します。

目 標 指 標

項 目			指標		
			2024年度	2025年度	2026年度
地域生活支援拠点等の拠点整備事業所数			6か所	8か所	10か所
運用状況の検証及び検討の実施回数			1 回以上		
機能及び具体的取組	①相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握	実施		
	②緊急時の受入れ・対応	受入事業所（障害者支援施設等）の確保	実施		
		対象者と受入事業所とのマッチング	実施		
	③体験の機会・場の提供	体験利用可能な事業所の把握・情報提供	実施		
		障害者が利用可能な賃貸住宅の把握・情報提供	実施		
	④専門的人材の確保・養成	初級者向け研修の実施	実施		
		領域別（例：医療的ケア児，強度行動障害）研修の実施	実施		
	⑤地域の体制づくり	相談支援機関のネットワーク構築	実施		
		地域自立支援協議会専門部会を活用したネットワーク構築	実施		
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備			実施		

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 一般就労への移行者数を2021（令和3）年度の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では2021（令和3）年度の1.31倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では2021（令和3）年度のおおむね1.29倍以上、就労継続支援B型事業では2021（令和3）年度のおおむね1.28倍以上を目指すこととする。
- 一般就労に移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者を2021（令和3）年度の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを基本とする。
- 一般就労への移行者数の目標値の設定に当たっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

現 状

- 障害者の工賃向上に向けて、水戸市障害者共同受発注センターは、就労継続支援事業所等と利用者とのマッチングの支援などに取り組んでいます。
- 農業従事者の確保や荒廃農地の解消といった農業分野の課題と障害者等の就労先確保や工賃向上といった障害福祉分野の課題に対応する「農福連携」に注目が集まっています。

施策の基本的方向

- 就労移行支援事業等から一般就労へ移行する障害者に対して、就労定着支援事業の利用を勧奨します。
- 障害者就労支援施設合同販売会の開催や障害者就労支援施設商品カタログの作成・周知など、水戸市障害者共同受発注センターの取組を促進します。
- 「農福連携」に取り組む就労移行支援事業等の拡大に努めます。

目 標 指 標

種 別	指標	備考
就労移行支援から一般就労への移行者数	31人	2021年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	16人	2021年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	24人	2021年度実績の1.28倍以上
全体から一般就労への移行者数	71人	2021年度実績の1.28倍以上
一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	就労移行支援事業所の50%以上
就労定着支援利用者数	14人	2021年度実績の1.41倍以上
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	就労定着支援事業所の25%以上

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（※）
- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。（※）
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（※）

※：県が定める障害福祉圏域での設置等であっても差し支えない。

現 状

- 障害児に対する重層的な地域支援体制の中核機関である児童発達支援センターは、本市に1か所あります。
- 障害児が保育所や幼稚園を利用しやすくなるよう、保育所等訪問支援の活用を進める上で、関係機関の受入体制づくりに向けたサービス内容の周知等が課題となっております。
- 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる事業所が限られていることが課題となっております。

施策の基本的方向

- 障害児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進に努めます。
- 医療的ケア児に対する適切な支援について協議するため、地域自立支援協議会こども部会に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が参画する場を設置します。
- 地域生活支援拠点等が有する専門的人材の確保・養成機能を活用して、障害児通所支援事業所の職員が重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害などを理解し、対応できるよう努めます。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、水戸障害福祉圏に配置されるコーディネーターとの連携を踏まえ、水戸市基幹相談支援センター等へ配置します。
- 医療的ケア児を養育する保護者のレスパイト需要に対応するため、医療型短期入所事業所の確保に努めます。

目 標 指 標

項 目		指標	備考
児童発達支援センターの設置		1 か所	1 か所設置あり
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築		構築	
重症心身障害児を支援する	児童発達支援事業所	3 か所	4 か所設置あり
	放課後等デイサービス事業所	3 か所	5 か所設置あり
医療的ケア児への適切な支援のための協議の場		設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーター		配置	

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 総合的な相談支援，地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。
- 基幹相談支援センターは，地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため，協議会において，個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに，これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

現 状

- 障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を有する「水戸市基幹相談支援センター」を2か所設置しています。
- 障害者やその家族等からの一般的な相談を担う障害者相談支援事業所は市内に1か所あります。
- 国は，社会福祉法を改正し，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していく姿勢を明確にしています。

施策の基本的方向

- 地域の相談支援体制を強化するため，水戸市基幹相談支援センターが障害者相談支援事業所等のニーズを把握し，適切かつ専門的な助言指導を実施するとともに，連絡会議等を開催します。
- 地域生活支援拠点等が有する専門的人材の確保・養成機能を活用して，障害者相談支援事業所等の人材育成の支援に取り組みます。
- 地域自立支援協議会等を活用して，水戸市基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所の評価・検証を行い，質の向上に努めます。

目 標 指 標

項 目	指標		
	2024年度	2025年度	2026年度
基幹相談支援センターの設置	設置		
基幹相談支援センター			
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	24件	24件	24件
人材育成の支援件数	1 回以上		
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	1 回以上		
個別事例の検証回数	12回	12回	12回
主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
参加事業者数・機関数	35	35	35
専門部会の設置数	4	4	4
専門部会の実施回数	24回	24回	24回

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本指針における2026（令和8）年度末までの目標

- 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及・啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進する。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

現 状

- 障害福祉サービス等の事業者は、第三者評価や障害福祉サービス等の情報公開制度を活用することにより、サービスの質の確保に努めることとされています。
- 本市は、障害福祉サービス等の指定権者であるため、事業所への実地指導を実施し、障害福祉サービス等の運営の適正化に努めています。
- 本市では、障害福祉サービス費等の請求内容について、茨城県国民健康保険団体連合会における障害者自立支援審査支払等システムでの審査に加え、独自に詳細な分析が可能となるシステムを導入し、給付の適正化に努めています。
- 障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、市内に所在し、事業所の定員数がサービス提供に必要とする数に達している、生活介護、就労継続支援B型（非雇用型）、障害者支援施設及び児童発達支援については、法に基づき、総量規制（定員増を伴う事業所の指定をしないこと）を実施します。

施策の基本的方向

- 県が実施する、市町村職員を対象とした障害福祉サービス等に係る研修に参加します。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での分析結果を活用し、事業所等と共有する体制を確保します。
- 障害福祉サービス等事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有を進めます。
- 総量規制の実施については、毎年度、利用者数の推移を勘案して方針を策定し、決定することとします。

目 標 指 標

項 目	指標		
	2024年度	2025年度	2026年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	有	有
県が実施する，市町村職員を対象とした障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等での分析結果を活用し，事業所等と共有する体制	有	有	有
障害福祉サービス等事業者に対する指導監査の実施回数			
集団指導	1回	1回	1回
実地指導	170件	170件	170件

第6章 各サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な取組

(1) 障害者等に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの基準等の人員、設備及び運営に関する基準」等を踏まえ、障害福祉サービス等を提供する事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備することとされています。市では、市障害者虐待防止センターを中心として、関係機関等から成るネットワークの活用により虐待の未然防止や早期発見、対応等に努めます。

また、虐待事案の迅速な対応に努めるとともに、地域生活支援拠点等を活用した一時保護に必要な居室の確保など、虐待を受けた障害者等の保護や自立支援を図るための取組を進めます。

さらに、学校、教育・保育施設等、医療機関における虐待防止の取組を推進するため、関係機関との連携を図るとともに、管理者等に対して、県が実施する研修への参加を促していきます。

(2) 障害者の芸術文化・スポーツ活動支援による社会参加等の促進

障害者等の芸術文化・スポーツ活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や理解を促進します。また、障害者が芸術文化・スポーツなどの活動を行うことは、生活に潤いや張りができ、生活の質の向上につながることから、障害者の多様な活動が可能となるよう、支援を進めます。活動に対する相談支援やサポート人材の育成、参加や発表の機会の充実等、芸術文化・スポーツ活動の幅広い支援に努めます。

(3) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援が求められます。そのため、手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指文字等の意思疎通支援のニーズを把握し、ニーズに対応するための意思疎通支援者の養成や派遣等の体制を整備します。さらに、遠隔地や緊急時の対応に際し、デジタル機器等の利活用の取組を進めます。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。「障害者差別解消法」では、障害者等に対する不当な差別的取扱いや、配慮の負担が重過ぎない合理的配慮が提供されないことを、差別にあたると規定しています。差別解消のための啓発活動が必要であるとともに、福祉分野の事業者においては国の対応指針を踏まえた配慮が求められていることから、場面や状況に応じた柔軟な対応についての理解を促進します。

また、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、お互い一人一人を尊重し合って安心して暮らすことができる地域社会づくりを目的として、コミュニケーションツールの作成・購入や段差解消等のための物品購入・工事など、合理的配慮を事業者等が提供するためにかかる費用の補助をします。

(5) サービス利用者の安全確保

サービス提供事業所においては、地域に開かれた施設という方向性を保ち、日ごろから地域住民や関係機関との緊密な関係性を通じて、利用者の安全確保に努めることが求められており、これを支援することが重要です。

サービス提供事業所は、福祉避難所として地域の安全提供の拠点となりえることも踏まえ、防災対策を講じていくことが必要です。また、サービスの提供は、利用者が集団で生活する場であり、職員と利用者が至近距離で接する場でもあるため、業務継続計画（BCP）の策定など、災害時や感染症発生時においても、サービスの提供を継続するための取組を促進するとともに、サービス提供事業所職員への権利擁護の視点を含めた研修の充実や、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが重要となっています。

第7章 推進体制と進行管理

I 推進体制

本計画を推進するにあたっては、関係各課や社会福祉協議会はもとより、民間事業者、市民活動団体、関係機関等の関係者が相互に連携を図りながら、効果的に施策や事業を推進することとします。本市は、都市としての事務権限が強化される中核市となり、障害福祉サービス事業者の許認可・指導・監督といった事務が移譲され、障害福祉に関する市の業務も広がったことから、民間事業者との連携を強化し、障害福祉の一層の充実に努めていきます。

また、「水戸市地域自立支援協議会」においては、障害者等の相談支援、就労支援、社会参加、こどもの発達支援など重要なテーマごとに最新の社会情勢や地域の動向を踏まえ、適切な施策や事業のあり方について検討していくこととします。

(1) 水戸市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として住民参加の福祉活動において重要な役割を果たしてきました。直接的な福祉サービスについては、民間事業者からの新規参入が進んできたため、福祉サービス提供主体としての役割ばかりでなく、地域の資源や人材を活用したネットワークづくりにも大きな役割が期待されています。

また、水戸市社会福祉事業団との合併により、民間事業者では取り組みにくい障害福祉サービスを実施しています。障害福祉に関する専門的なスキルを持った人材が豊富であることから、今後の障害者のケアマネジメントや医療・保健・福祉をはじめとした様々な社会資源の連携を推進する上で重要な役割を担うものと期待されます。

さらに、「水戸市基幹相談支援センター」の運営を委託しており、基幹相談支援センター運営業務と地域生活支援拠点等に係るコーディネート業務を担っています。

今後とも、市社会福祉協議会との連携を強化し、障害者の相談支援機能や権利擁護事業、ボランティアの育成をはじめとして地域資源を活用するためにネットワーク体制の充実に図ります。

(2) 民間事業者との連携

今後も障害者の増加が見込まれるとともに、施設や病院を退所・退院して在宅で過ごす障害者が増えていくことが見込まれます。福祉サービスの向上、生活介護や就労支援等の日中活動の場の確保、グループホーム等の設置、相談支援の充実等について、民間事業者との連携強化に努めます。また、本市の障害福祉サービス等が一層充実したものになるよう、事業者間の連携を促進します。

(3) 市民活動団体との連携

ボランティアはこれまでも福祉活動の重要な担い手となってきました。また、障害福祉サービス事業所の運営主体について規制緩和が進み、NPOによる参入も相次いでいます。

障害者が地域で暮らしていくためには、様々な支援が必要となります。新しい公共の担い手となるボランティア・NPO等の市民活動団体と行政が連携し、それぞれの専門性を生かしながら協働により、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

(4) 関係機関等との連携

地域での生活を希望する障害者が安心して生活していくためには、様々な社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業団体、教育機関など関係機関が情報を交換し、意思疎通を図る必要があります。

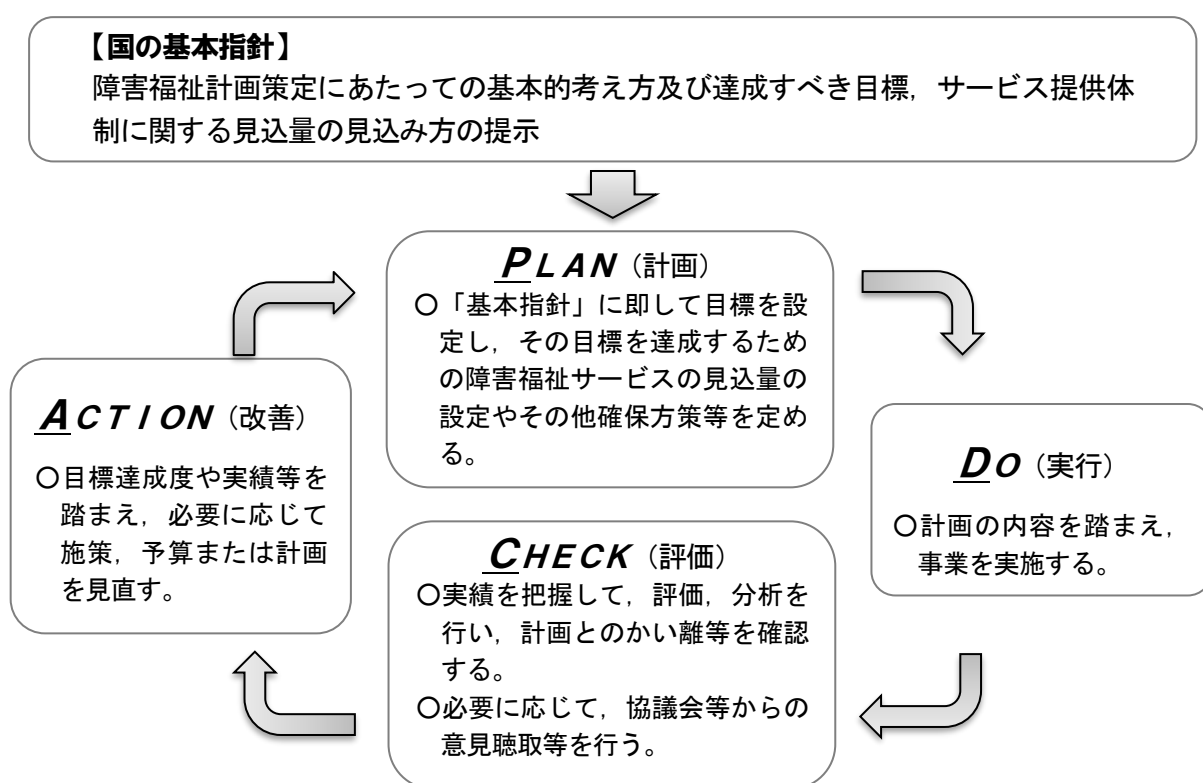
本市では水戸市地域自立支援協議会を設立し、相談支援事業者間における共通理解の促進に努めています。今後とも様々な困難を抱えた障害者を支援するために、課題に応じて専門家の参加・協力や相談員同士の協議や研究の機会を提供しながら連携を図ります。

2 進管理

本計画の推進に当たっては、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクルの手法に基づき進管理を行います。

計画の点検・評価に当たっては、保健、医療、福祉、雇用の関係機関や専門家、学識経験者で構成する「水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会」の積極的な活用を図り、本計画の進捗状況の確認を行うものとします。

■ 図7-1 計画の進管理（PDCAサイクルのイメージ）



付 属 資 料

I 策定の経過

年月日	内 容
2023年4月24日	水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会設置
2023年5月12日	第1回水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画策定基本方針（案）について検討
2023年6月2日	政策会議開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画策定基本方針（案）について審議
2023年8月29日	令和5年度第1回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画策定基本方針について協議
2023年9月28日	障害者団体ヒアリングの実施
2023年11月30日	第2回水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画（案）について検討
2023年12月22日	政策会議開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画（案）について審議
2024年 1月9日～2月8日	水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画（案）の公表（計1人の方から意見を受理）
2024年1月30日	令和5年度第2回水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画（案）について協議
2024年3月26日	庁議開催 ・水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画（案）について審議
2024年3月26日	水戸市第7期障害福祉計画・水戸市第3期障害児福祉計画策定

2 水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
 - 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
 - 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
 - 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。
- （審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
 - 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

「以下削除」

3 水戸市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿

(敬称略 順不同)

団 体 名	役 職	氏 名
水戸市市議会	文教福祉委員会	中 庭 由美子
水戸市市議会	文教福祉委員会	マーサー川 又
水戸市社会福祉協議会	常務理事	小 泉 直 紀
水戸市障害者（児）福祉団体連合会	会 長	兼 清 紀 郎
水戸市医師会	会 長	細 田 弥太郎
水戸公共職業安定所	就職促進指導官	渡 邊 朋 子
茨城県福祉相談センター	障害者相談支援課長	黒 子 紀 明
茨城県精神保健福祉センター	次 長	小松崎 直 人
茨城県立水戸高等特別支援学校	教 頭	高 橋 弘 明
茨城県社会福祉事業団・ 福祉サポートセンターあすなろ	所 長	栗 林 雅 人
水戸市社会福祉協議会・ 水戸市身体障害者生活支援施設いこい	施設長	浅 野 郁 郎
水戸市ボランティア連絡協議会	会 長	谷 萩 美智子
水戸市民生委員児童委員連合協議会	副会長	奥 田 俊 裕
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	副会長	宮 部 永 一
茨城県建築士会県央支部	支部長	高 槻 一 雄
自立支援センター・ライフサポート水戸	会 員	桐 原 宣 幸
茨城県社会福祉士会	会 員	武 田 登美枝
茨城県地方自治研究センター	研究員	有 賀 絵 理
公募委員		渡 辺 修 宏
公募委員		鍵 久美子

4 水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和23年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画（以下「計画」と総称する。）の策定を総合的かつ効果的に推進するため、水戸市障害福祉計画等庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、福祉部長をもって充てる。
- 3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長，行政経営課長，財政課長，福祉総務課長，生活福祉課長，高齢福祉課長，福祉指導課長，介護保険課長，こども政策課長，子育て支援課長，地域保健課長，保健予防課長，教育企画課長

(委員長)

第4条 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会を招集し、庁内検討委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年4月26日から施行する。

(失効)

- 2 この要項は、計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

5 水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画庁内検討委員会委員名簿

	所 属	役 職 名	氏 名
委 員 長	福 祉 部	部 長	小 林 秀一郎
委 員	政 策 企 画 課	課 長	宮 川 孝 光
〃	行 政 経 営 課	参 事 兼 課 長	熊 田 泰 瑞
〃	財 政 課	課 長	佐 藤 直 明
〃	福 祉 総 務 課	課 長	櫻 井 学
〃	生 活 福 祉 課	課 長	國 井 敦 男
〃	高 齢 福 祉 課	課 長	小 林 かおり
〃	福 祉 指 導 課	参 事 兼 課 長	平 澤 健 一
〃	介 護 保 険 課	課 長	高 橋 慎 一
〃	こ ども 政 策 課	課 長	深 谷 貴 美
〃	子 育 て 支 援 課	参 事 兼 課 長	大久保 克 哉
〃	地 域 保 健 課	課 長	堀 江 博 之
〃	保 健 予 防 課	課 長	大 岡 要 之
〃	教 育 企 画 課	参 事 兼 課 長	菊 池 浩 康

庶 務 福祉部障害福祉課

水戸市
第7期 障害福祉計画
第3期 障害児福祉計画
[2024年度～2026年度]

2024年6月発行

編集・発行

水戸市福祉部障害福祉課

水戸市中央1丁目4番1号

電 話 029-350-8053

FAX 029-221-4447
